

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

作成ガイドライン（案）

平成26年4月

内閣府（防災担当）

目 次

はじめに	1
1. 市町村の責務と各人の避難行動の原則	2
1.1 市町村の責務	2
1.2 各人の避難行動の原則	3
2. 避難行動（安全確保行動）の考え方	5
2.1 避難の目的	5
2.2 避難行動	5
2.3 立ち退き避難が必要な災害の事象	7
3. 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言	9
3.1 判断基準の設定	9
3.2 災害発生の危険性を分析・判断する際の助言	9
4. 避難勧告等の判断基準の設定の手順	10
4.1 対象とする災害の特定	10
4.2 避難勧告等の対象とする区域の設定	10
4.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方	15
5. リアルタイムで入手できる防災気象情報等	16
5.1 情報システムで提供される防災気象情報	16
5.2 分析・加工等に活用可能な数値等の情報	18
6. 水害の避難勧告等	19
6.1 避難勧告等の対象とする水害	19
6.2 避難勧告等を判断する情報	19
6.3 判断基準設定の考え方	23
7. 土砂災害の避難勧告等	31
7.1 避難勧告等の対象とする土砂災害	31
7.2 避難勧告等を判断する情報	32
7.3 判断基準設定の考え方	34
8. 高潮災害の避難勧告等	38
8.1 避難勧告等の対象とする高潮災害	38
8.2 避難勧告等を判断する情報	38

8.3 判断基準設定の考え方	39
9. 津波災害の避難指示等	41
9.1 避難勧告等の対象とする津波災害	41
9.2 避難勧告等を判断する情報	41
9.3 判断基準設定の考え方	41
10. 自然災害の発生が想定される際の体制と情報分析	43
10.1 自然災害の発生が想定される際の体制	43
10.2 避難勧告等の判断のための情報分析	44
11. 避難勧告等の情報伝達	48
11.1 住民の避難行動の認識の徹底	48
11.2 避難勧告等の伝達手段	49
11.3 伝達手段別の注意事項	49
11.4 要配慮者、避難支援関係者等への伝達	51
11.5 都道府県や関係機関への伝達	51
11.6 避難勧告等の伝達内容	52
卷末資料 I 情報システムで提供される防災気象情報等	59
卷末資料 II 土砂災害の前兆現象について	83
卷末資料 III 危険潮位の設定について	84
卷末資料 IV 竜巻、雷、急な大雨への対応について	86
卷末資料 V 用語集	87

はじめに

現在の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成17年に策定され、これを参考に、多くの市町村で避難勧告等の判断基準が定められてきているが、洪水や土砂災害において、避難行動の問題や避難の遅れ等により、依然として多くの犠牲者が出ていたことから、平成22年8月に設置された中央防災会議の「災害時の避難に関する専門調査会」において適切な避難に関する議論が始まられることとなった。また、東日本大震災を受けて設置された津波避難対策検討ワーキンググループにより、津波避難に特化した議論もなされ、それぞれ、平成24年に報告がまとめられた。これらを受け、平成25年には住民等の円滑かつ安全な避難の確保に関わる事項も含めて、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）が改正された。

一方、現ガイドライン策定以降、土砂災害警戒情報の提供、指定河川洪水予報の見直し、気象警報等の市町村単位での発表、特別警報の運用開始など、防災気象情報の改善や新たな情報の提供が行われた。

これらを踏まえ、本ガイドライン(案)では、以下の点を柱として見直しを行った。

1. 「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義した。
2. 従来の避難所への避難だけではなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした。
3. 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした。
4. 洪水については、脅威となる対象河川を明確にすることとした。
5. 市町村が発令を判断する材料となる防災気象情報を具体的に示すこととした。
6. 市町村の防災体制の段階移行に関しても基本的な考え方を示すこととした。
7. 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を得る相手と対象情報を明確にした。

本ガイドライン(案)は、各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たって、最低限考えておくべき事項を示したものであり、より高度又は柔軟に運用できる体制を有している市町村においては、本ガイドライン(案)の記載に必ずしもしばられるものではない。

また、本ガイドライン(案)は、関係機関における現時点の技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、国は、よりよいガイドラインとなるよう見直しを行っていくこととする。

なお、本ガイドライン(案)は、自然災害のうち水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に伴う避難を扱うものである。竜巻、雷、急な大雨は、積乱雲の急な発達により発生するため、適時的確な避難勧告等の発令が困難であることから、それらへの各人の対処方法について、巻末資料で紹介している。また、火山災害に伴う避難については「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」（平成24年3月火山防災対策の推進に係る検討会）を参照されたい。

1. 市町村の責務と各人の避難行動の原則

1.1 市町村の責務

災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされており、この中で、市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方によっていることを示しているものである。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。こうした取組に際して、市町村長は避難勧告等の発令判断の考え方や、地域の災害のリスクについて、関係機関の助言を得て十分に確認しておくことが重要である。本ガイドライン(案)では、普段から個々人が災害種別毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所等を記載した災害・避難カードを作成するなどにより、避難行動に関して自覚してもらうことを提案しており、市町村の積極的な取組を期待する。

なお、本ガイドライン(案)は水害、土砂災害、高潮災害、津波災害を対象としているが、このうち、水害に対する避難勧告等の対象をあらためて整理することとした。大雨が降った時に発生する水害は、低地での浸水、側溝や下水道があふれる浸水、平地を流れる小さい川や水路があふれる浸水、山間部の川の流れが速いところでの川岸の侵食・氾濫、比較的大きな河川の氾濫、水路や川からあふれた水や河川が氾濫し、水の行き場がなく排水できずに水位が上がる浸水等がある。これらのうち、特に、平地を流れる小河川の洪水による氾濫を含む水深の浅い浸水（以下、「小河川等による浸水」という。）は、屋内の安全な場所で待避すれば命を脅かされることはほとんど無いこと、いわゆるゲリラ豪雨のように極めて短い時間の局所的な大雨で発生する場合が多く、避難勧告等の発令は困難である場合が多く、基本的には各人の判断で危険な場所から退避することが重要である。

以上を踏まえ、本ガイドライン(案)において、避難勧告等は、大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本としており、市町村は、住民等に対し、「避難勧告等」の意味、適切な避難行動のあり方、避難勧告等を発令する災害、発令しない災害があること等を普段から住民に周知徹底し、災害対応の訓練を重ねることが重要である。なお、内水地域で浸水深が 2mを超えるものについては、命を脅かされる可能性があることから、本ガイドライン(案)においては避難勧告等の対象としている。

市町村は、災害のおそれがある各段階で、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、以下の「1.2 各人の避難行動の原則」等を平時から住民に周知する必要がある。

また、避難勧告の発令の際に暴風雨で身動きが取れなくなることが想定される場合や、想定を上回る規模の災害が想定されるような場合においては、より安全を目指して早めの避難を促すことが重要である。

本ガイドライン(案)においては、避難勧告等の対象とする区域を設定して避難勧告等を発令することとしているが、区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、住民が自ら判断して避難することを促すことが重要である。

1.2 各人の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市町村は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令する。各人は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

水害、土砂災害、高潮災害は台風とともに発生する場合が多く、水害、土砂災害については、前線による降雨により発生する場合も多い。まず各人は、気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要がある。

気象庁から各種警報、市町村から避難準備情報が発令された段階では、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする必要がある。特に要配慮者及びその支援に当たる方々は、避難行動を早めに開始すべきである。なお、台風の場合、避難準備情報が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。

さらに市町村から避難勧告が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

また、津波については、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各人が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

なお、小河川等による浸水により命を脅かす危険性があるのは、地下空間等に水が流入することにより逃げ場を失う場合、既に浸水した低い土地、水路、川の近くに近づく場合がほとんどである。このため、地下街関係者、地下鉄会社、下水道工事等関係者、道路のアンダーパスを有する道路管理者等（以下、「地下空間等関係者」という。）は、市町村からは基本的に避難勧告等が発令されないことを前提として、大雨注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの措置を講じる必要がある。

各人の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。

- ・激しい降雨時には、河川には近づかない。
- ・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- ・自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- ・大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。
- ・避難勧告が出されなくとも、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- ・市町村は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難勧告を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- ・小河川等による浸水に対しては、避難勧告が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で上階等への待避等を行う。
- ・小河川等による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- ・小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- ・地下空間等関係者は、大雨注意報が発令された段階から、個別にWeb情報等から雨量や雨域の移動等を把握し、対処する必要がある。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、市町村にすぐに連絡する。
- ・土砂災害危険区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側に待避する。
- ・避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。
- ・台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。
- ・暴風時の屋外移動は危険を伴うこと、海岸堤防等の倒壊等が発生したとしても屋外への避難行動が必要とは限らないことから、高潮災害からの避難では、暴風雨の状況を勘案する必要がある。
- ・沿岸部で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとる。
- ・避難勧告等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

2. 避難行動（安全確保行動）の考え方

2.1 避難の目的

従来、漠然としていた「避難」の考え方を整理する。

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

- ① 災害種別毎に脅威がある場所を特定すること
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること
- ③ どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること

2.2 避難行動

従来の避難行動は、避難勧告等の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。（本ガイドライン（案）では「従来の避難」と呼ぶ）

今後、避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 指定避難場所への移動
- ② （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での待避

2.2.1 避難勧告等と避難行動

災害対策基本法における市町村長の避難勧告等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し」としており、避難勧告は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立ち退きの勧告を意味している。また、今般の改正によって「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」という行動形態が追加された。考え方としては、避難勧告等では立退きを勧告し、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を指示するというものである。

ただし、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることから、本ガイドライン（案）においては、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動とすることとする。

2.2.2 本ガイドライン（案）における避難行動の呼称

本ガイドライン（案）においては、避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶこととする。

実際の避難勧告等の発令時には、あらかじめ定めた避難場所への避難とともに、外が危険な場合には屋内安全確保をとることを併せて伝達する。

なお、従来、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することを「水平避難（又は水平移動）」、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることを「待避」、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動することを「垂直避難（又は垂直移動）」と呼んでいるが、「立ち退き避難」は「水平避難」を意味しており、「屋内安全確保」は「待避」又は「垂直避難」を意味している。既に各地域で「水平避難」「垂直避難」等という表現が定着しているのであれば、それらの表現を各地域で継続して用いることを妨げるものではない。

2.2.3 避難場所と避難所

これまで、避難所の定義が明確でなかったこともあり、災害発生のおそれがある場合、その場所の安全性にかかわらず、最寄りの避難所に避難して被災することがあった。また、被災後、当面の避難生活を送る場所も避難所と呼ばれていることから、避難行動をとる際の安全確保の観点から、避難場所と避難所を明確に区分することとした。また、災害対策基本法では、あらかじめ市町村に避難場所と避難所を指定することとされた。

避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

【災害対策基本法】

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定

しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2.3 立ち退き避難が必要な災害の事象

以下に、災害種別毎に命を脅かす危険性がある主な事象について記す。

2.3.1 水害（河川の氾濫）

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
- ③ 泛濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

○ 立ち退き避難の対象とならない事象

- ・ 短時間で局地的な大雨 ⇒ 下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- ・ 中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域 ⇒ 屋内安全確保で命を脅かす危険性がない。
- ・ 浸水の深さが浅い内水 ⇒ 屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

2.3.2 土砂災害

- ① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害が予想される場合
- ③ 地すべりが発生し、被害が予想される場合

2.3.3 高潮災害

高潮時に波浪等が海岸堤防等を越えるなどにより、浸水が予想される場合

2.3.4 津波災害

- ① 津波による浸水が予想される場合
- ② 津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中・海面において強い流れが予想される場合

3. 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

3.1 判断基準の設定

気象、河川、土壤、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力を積極的に求める必要がある。

3.2 災害発生の危険性を分析・判断する際の助言

災害対策基本法の改正により、市町村長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることになった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めるることは非常に有益である。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となりうることに留意する。

助言を求める事のできる対象機関（以下、「専門機関」という。）

- 【水害】 一級河川指定区間外の区間 国土交通省河川事務所等
一級河川指定区間・二級河川 都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）
- 【土砂災害】 国土交通省砂防所管事務所、都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）
- 【津波・高潮】 都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）、国土交通省港湾事務所及び一部の河川事務所
- 【気象、高潮、地震・津波】 管区・地方気象台等

【災害対策基本法】

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

4. 避難勧告等の判断基準の設定の手順

今般、避難行動に「屋内安全確保」を含めたことから、避難勧告等が発令された場合、同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの避難行動が異なることとなる。対象とする災害が水害の場合、各人は洪水ハザードマップをもとに、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がない場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難勧告等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようとする。避難勧告等は立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内安全確保の区域を示して勧告するのではなく、避難勧告等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。

なお、土砂災害、高潮災害、津波災害は、立ち退き避難を基本とする。

避難勧告等の判断基準の設定に関するおおまかな作業の流れは下記の通り。

- ① 対象とする災害の特定
- ② 避難勧告等の対象とする区域の設定
- ③ 避難勧告等の判断基準の設定

4.1 対象とする災害の特定

過去の災害を調査し、避難勧告等を発出する対象とする災害を特定する。

対象は、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害とする。

水害に関しては、複数の河川による氾濫の危険性がある場合がある。

4.2 避難勧告等の対象とする区域の設定

4.2.1 水害（河川氾濫）

水害で避難勧告等の対象となる区域は、各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本となる。ここでは、立ち退き避難が必要な区域（対象建物）を示す。

(1) 比較的大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

- 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域
＊具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が洪水時家屋倒壊危険ゾーンを設定している場合がある。
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする）

(2) 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川

- 河川沿いの家屋

* 具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が洪水時家屋倒壊危険ゾーンを設定している場合がある。

(3) 河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

- ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含める。
- ・ 道路のアンダーパス部分（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

* 洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川の氾濫域は、氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下相当以下と想定されることから、基本的には立ち退き避難は必要ないが、最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋の場合や上記(3)の場合のように個別に地域を確認する必要がある。

4.2.2 土砂災害

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難勧告等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では、屋内安全確保とはせず、早めに立ち退き避難を行う必要がある。一方で、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合は、屋内安全確保も考えられる。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号））に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域が土砂災害警戒区域であり、立退き避難の対象とすべき区域である。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない市町村においては、都道府県が調査した土砂災害危険区域を参考にする。

(2) 土砂災害危険区域（都道府県が調査）

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地の崩壊によって被害が想定される区域に人家や公共施設のある急傾斜地およびその近接地
- ② 土石流危険渓流区域：渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域
- ③ 地すべり危険区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

(3) その他の場所

土砂災害警戒区域や土砂災害危険区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。

また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

4.2.3 高潮災害

高潮災害は、一度被災した場合、命を脅かす危険性が高いことから、基本的には安全な地域への移動を伴う立ち退き避難となる。

- ・ 高潮時の波浪が海岸堤防等を越えるなどにより、隣接家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等。
- ・ 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される区域。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間に渡り浸水するおそれがあることから、想定される浸水深と家屋等の関係を確認する必要がある。

4.2.4 津波災害

津波災害は、家屋の倒壊・流失をもたらすこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波は勢いがあるため津波の高さよりも高い標高の地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることから、基本的には、屋内安全確保とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を行う必要がある。

(1) 大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）
- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定の精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を考えるべきである。

(2) 津波警報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等の高さを確認して、潮位変化も考慮した津波の高さに比べて海岸堤防等の高さが低い区域、海岸堤防等が無く地盤高が低い地域、河川沿いの津波の遡上が予想される地域。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。

(3) 津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ 海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立ち退き避難の対象とする必要がある。

4.2.5 複数の災害を考慮すべき地域

- ・ 地域によっては水害、土砂災害等の複数の災害からの立ち退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う必要がある。

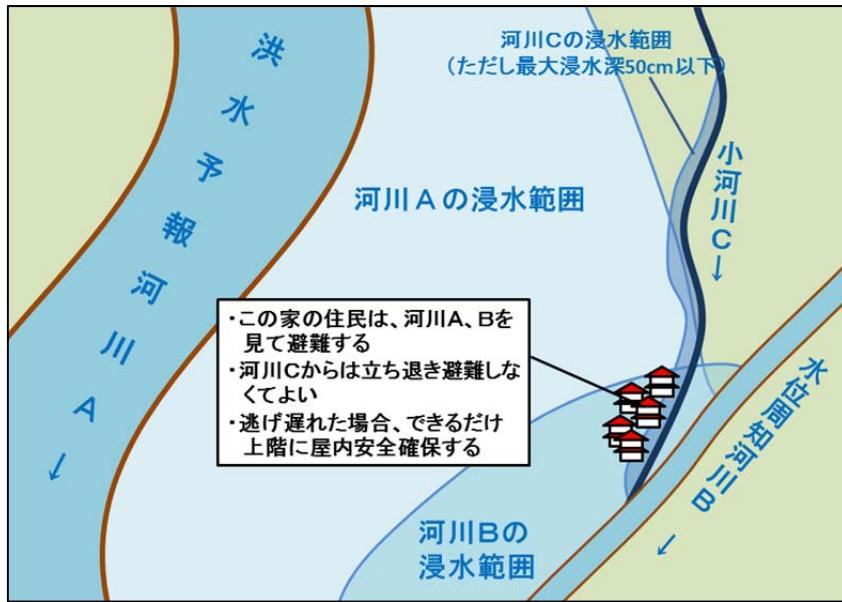


図1 水害（河川氾濫）の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

※複数の河川からの浸水が想定される地域において、一方の河川による浸水深が大きく、立ち退き避難が必要な場合は、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することを想定し、浸水深の大きい方を基準にして避難行動をとる必要がある。

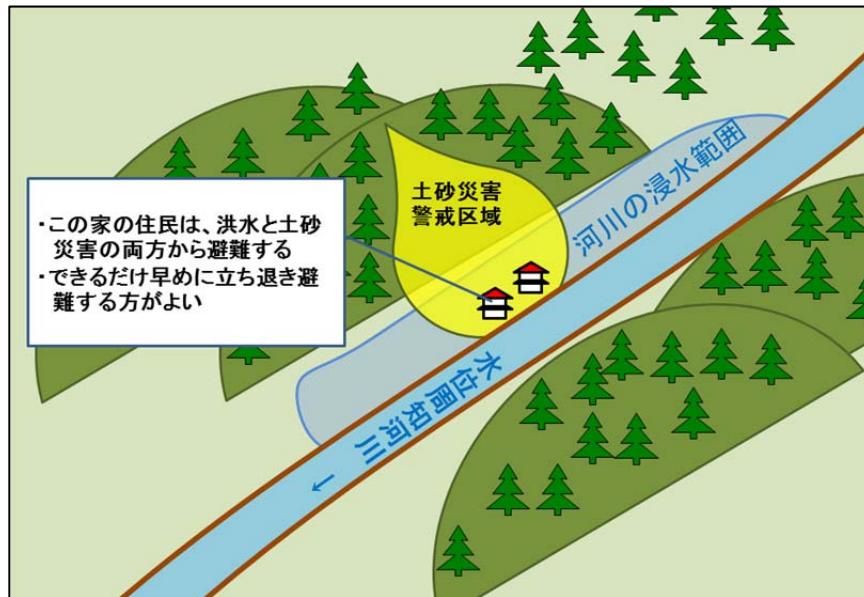


図2 水害（河川氾濫）の浸水範囲と土砂災害警戒区域が重複する事例（イメージ）

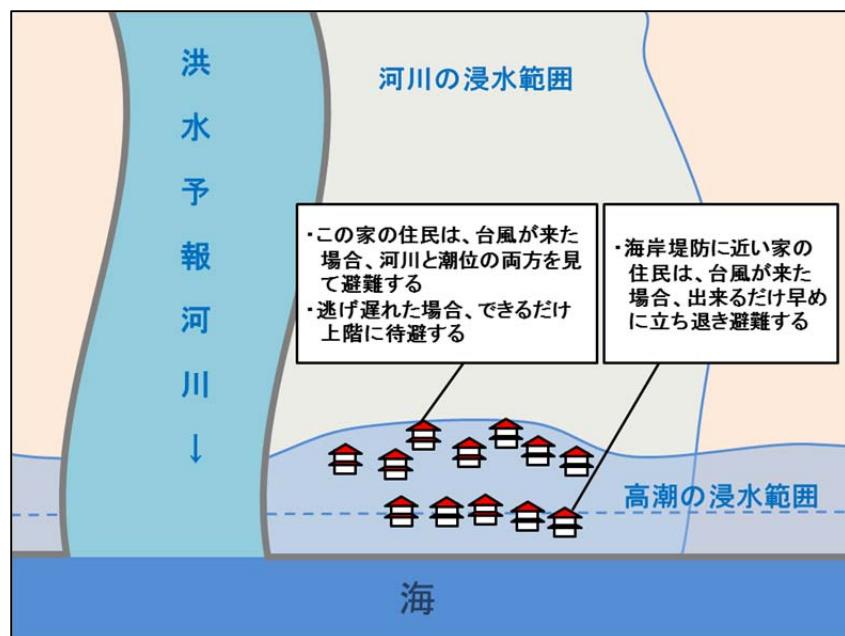


図3 水害（河川氾濫）と高潮の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

4.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

市町村は対象とする災害の種別毎に避難勧告等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとつてもらうことを示す。避難勧告等は、災害種別毎に避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難勧告等は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民が避難行動が必要なのかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難勧告等の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。

表 1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none">・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。・(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。・津波災害から、立ち退き避難する。

- ※ (災害時) 要配慮者：一般的用語として、「災害時要援護者」等の呼称を用いてきているが、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」が「要配慮者」として法律上定義されている（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号）。
- ※ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

なお、災害種別毎の避難勧告等発令の判断基準の設定に関する具体的かつ詳細な考え方については、6.～9. に記載しているが、より高度又は柔軟に運用できる体制を有している市町村においては、気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなどの検討もすると良い。

5. リアルタイムで入手できる防災気象情報等

5.1 情報システムで提供される防災気象情報

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されている。これらの情報は、定期的又は随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが重要である。

以下に防災体制の設置判断、避難勧告等の判断に活用できる主な情報を示す（詳細は巻末資料 I を参照）。

5.1.1 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

(1) 気象情報

台風情報 : 台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。

府県気象情報 : 警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、適時発表される。

(2) 気象注意報・警報・特別警報

気象警報等 : 気象現象・地震・津波等によって災害が起こるおそれのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある（洪水については特別警報はない）。また、気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意警戒を要する時間帯（注意警戒期間）、最大1時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。

5.1.2 雨量に関する情報

(1) 地点雨量

アメダス : 各観測地点で実測した降水量：10分毎

テレメータ雨量、リアルタイム雨量 : 各観測地点で実測した降水量：10分毎

(2) 流域雨量

流域平均雨量 : 河川の流域毎に面積平均した実況の雨量：10分毎

(3) 面的な雨量

レーダ雨量 : Cバンドレーダ雨量計 : 1km メッシュ、5分毎

XRAIN雨量情報 : XRAINによって観測 : 250m メッシュ、1分毎

リアルタイムレーダー : 各レーダー情報の重ね合わせ : 5分毎

解析雨量 : レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布
: 1km メッシュ、30分毎

レーダー・降水ナウキャスト : レーダー実況と1時間先までの降水強度
: 1km メッシュ、5分毎

降水短時間予報 : 6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想 : 1km メッシュ、30分毎

5.1.3 水位に関する情報

テレメータ水位：水位観測所の実測水位：cm 単位、10 分毎

水位予測：1 時間後から 3 時間後までの予想水位：cm 単位、1 時間毎

5.1.4 水害に関する情報

指定河川洪水予報：国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。

水位到達情報：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。

流域雨量指数：降った雨が下流地域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したもの
：5km メッシュ、30 分毎

規格化版流域雨量指数：流域雨量指数を、過去 20 年間の最大値に対する比率として表したもの
：5km メッシュ、30 分毎

5.1.5 土砂災害に関する情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報：2 時間先までの土砂災害の危険度の分布を表示したもの。
：全国、5km メッシュ、10 分毎

都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報※：都道府県毎、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示

※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。本ガイドライン(案)では、土砂災害警戒判定メッシュ情報と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害警戒情報を補足する情報」と呼ぶこととする。

土砂災害警戒情報：大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。

5.1.6 潮位に関する情報

潮位観測情報：3 日間（昨日・今日・明日）又は 1 日毎の実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示：cm 単位、5 分又は 10 分毎

5.1.7 津波に関する情報

津波情報等：津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、沖合や沿岸で観測された津波の第 1 波到達時刻、それまでに観測された最大波の高さ等を発表

5.2 分析・加工等に活用可能な数値等の情報

気象庁や国土交通省により得られる情報のいくつかは、市町村等にとってわかりやすくするために、数値情報ではなく危険度を色別に区分した図情報として配信されているものがある。

気象庁や国土交通省では、観測した数値情報等を一般に配信しており、これらの情報を加工した民間機関から、情報を配信するサービスが提供されている。これらの数値情報等を活用し、市町村等で独自のコンテンツを構築することも可能である。

6. 水害の避難勧告等

6.1 避難勧告等の対象とする水害

「1.1 市町村の責務」で示したとおり、本ガイドライン(案)で避難勧告等の対象とする水害は、立ち退き避難が必要な洪水による氾濫とする。

6.2 避難勧告等を判断する情報

6.2.1 洪水予報河川と水位周知河川

本ガイドライン(案)で避難勧告等の対象とする河川は、主に国土交通省と都道府県により管理されており、以下の二つに分類される。

洪水予報河川 : 水位や流量の予報が行われる河川 約 400 河川

水位周知河川 : 現状の水位や流量の情報が提供される河川 約 1,500 河川

* 洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定される。

これらの河川では、避難行動を判断する目安とする水位が河川毎に定められている。

(1) 【洪水予報河川】における避難判断の目安とする水位

- ・ 泛濫注意水位 : 水防団の出動の目安
- ・ 避難判断水位 : 市町村長の避難準備情報の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起
- ・ 泛濫危険水位 : 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

(2) 【水位周知河川】における避難判断の参考とする水位

- ・ 泛濫危険水位 (特別警戒水位)
: 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断

6.2.2 避難勧告等を判断する情報

浸水や河川の氾濫から身を守るために役立つ情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。

河川の氾濫を対象とする情報として、洪水注意報・警報と指定河川洪水予報があるが、洪水注意報・警報は概ね市町村単位の区域毎に、その区域のどこかで洪水が発生するおそれを示すものであり、特定の河川に限定したものではない。

本ガイドライン(案)では、これらの情報の取り扱いを以下の通りとする。

(1) 大雨注意報、大雨警報（浸水害）

- ・ 概ね市町村単位で大雨による浸水を注意喚起するものであり、避難準備情報を発令する際の参考情報とする。

-
- ・ 市町村等が防災対応の体制を設置する際の参考とする。

(2) 大雨特別警報（浸水害）：雨量を基準とするもの

大雨警報（浸水害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、大雨特別警報（浸水害）発表時には、避難勧告等の判断は、個別の市町村毎に個別の判断基準に基づいて既に行っていることが想定される。このため、大雨特別警報（浸水害）発表時には、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認することとする。

また、大雨特別警報（浸水害）が発表された場合、市町村は防災行政無線等で住民等に、大雨特別警報が発表されたことに加え、既に避難勧告等が発令済みであること、或いは、避難勧告等は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、あらためて呼びかけを行い、周知を図る必要がある。

避難勧告等の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。

(3) 台風等を要因とする大雨等の各特別警報

この特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上、ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が接近している段階で、今後、これまで経験したことのないような大雨、暴風、高潮や高波などが同時に発生することが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。この特別警報により、対象となる地域における大雨警報、暴風警報、高潮警報、波浪警報が全て特別警報として発表されるが、特定の河川を対象とした警報ではなく、その時点で河川の水位や雨量が避難勧告等の基準に達していない場合が多いと想定される。このため、台風等を要因とする大雨等の各特別警報が発表された場合は、各河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの避難準備情報、避難勧告を発令できるよう、検討する必要がある。

(4) 洪水注意報・警報

- ・ 概ね市町村単位で、特定の河川に限定せず、洪水のおそれを注意喚起するものであり、避難勧告等の判断に参考情報として活用する。

(5) 指定河川洪水予報等

- ・ 洪水予報河川の避難勧告等の判断に活用する。

情報の名称と発出されるタイミング

- ① 汛警注意情報 : 汛警注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
- ② 汛警戒情報 : 避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき汛警戒危険水位に達すると見込まれた時
- ③ 汛警戒危険情報 : 汛警戒危険水位に到達した時
- ④ 汛警戒発生情報 : 汛警戒が発生した時

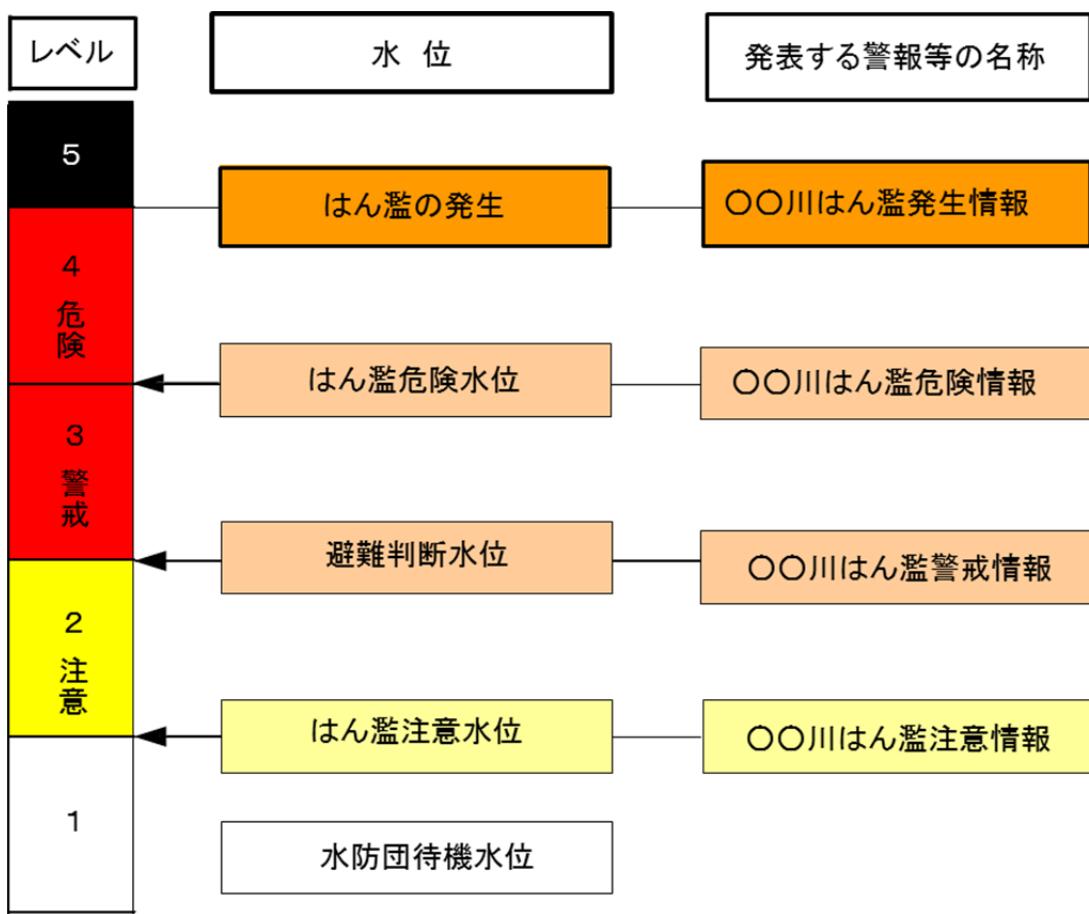


図4 洪水予報河川における「避難判断の目安となる水位」と指定河川洪水予報

※水位周知河川においては、氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達情報のみが発表される場合が多い。

※同じ河川で複数の基準観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主に記載している。このため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

※洪水予報河川及び水位周知河川において、「避難判断の目安となる水位」と避難勧告等の発令の考え方が従来と変わることについては、別途、国土交通省・都道府県においてそれぞれの河川で検討・見直しを行うこととなっている。

※「はん濫」は、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）により、各行政機関が作成する公用文において「氾濫」と表記するものとされている。既存の各種システム等が「洪水等に関する防災情報体系のあり方について（洪水等に関する防災用語改善検討会平成18年6月22日提言）」で定義された用語を「はん濫」のまま用いている場合には整合性に留意する必要がある。

(6) 流域平均累加雨量

- ・洪水予報河川、水位周知河川及び水位を監視している小河川の避難勧告等の判断に活用する。

※市町村向け川の防災情報を活用すれば参照できる。

6.3 判断基準設定の考え方

(1) 洪水予報河川

a) 避難準備情報

- ・ 避難判断水位は、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ ただし、避難判断水位を超えて、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。
- ・ このため、避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防の漏水等・侵食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。
- ・ なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

【避難準備情報の判断基準の設定例】

1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

- 1 : A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達し、かつ、上流域のC水位観測所の河川水位が上昇している場合
 - 2 : A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
 - 3 : A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達し、かつ、B地点上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに〇〇mm以上の降雨が予想される場合
 - 4 : A川のB水位観測所の水位が〇mを超えた状況が〇時間継続した場合（堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合）
 - 5 : 漏水等が発見された場合
- ※ 5つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある（以下同じ）。

○住民等へ周知すべき事項

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立ち退き避難が必要な住民等は、避難準備情報が発令された段階で、各人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要がある。

b) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・ 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。

- ・ 降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・ 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難準備情報の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合

2：判断する時点（夕刻）で、A地点上流の流域平均累加雨量が○○mm以上で、気象情報、降水短時間予報で、さらに○○mm以上の降雨が予想される場合

3：降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

【内水地域の避難勧告】

洪水予報河川の避難判断は、堤防から水があふれたり、堤防が決壊することを想定して設定しているが、内水地域では、洪水予報河川の水位が上昇することで、排水機の運転が停止されたり、機能が低下することで、浸水が発生する場合がほとんどである。

このため、内水地域で浸水深が深く、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、避難勧告等の基準を別途設定するか、避難準備情報の発令段階で避難行動をとることとするなどの設定をする。

c) **避難勧告**

- ・ 気象危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ ただし、水位観測所の受け持ち区間は数kmから数10kmに及び、受け持ち区間内の最も危険な箇所を基に氾濫危険水位が設定されている場合が多く、氾濫危険水位に到達した段階で、すべての市町村・区域に氾濫のおそれが生じるとは限らない。
- ・ このため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。
- ・ なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

【避難勧告の判断基準の設定例】

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険

水位である) ○○m に到達した場合

- 2 : A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、氾濫注意情報（又は氾濫警戒情報）の水位予測により、水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- 3 : A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、B地点上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに○○mm以上の降雨が予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- 4 : 異常な漏水等が発見された場合

d) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・ 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告は発令する。
- ・ 降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・ 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難勧告の判断基準の設定例】

1～2のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1 : 判断する時点（夕刻）で、A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、B地点上流にさらに○○mm以上の降雨が予想される場合

2 : A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

e) 避難指示

- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることが想定されるため、避難指示の判断材料とする。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等から、漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

【避難指示の判断基準の設定例】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

1 : A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）である○○mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

2 : 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

3 : 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

4：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合

(4の場合、避難対象はエリアを限定する)

f) 大河川における氾濫発生時の対応

- ・大河川において、避難勧告を発令していない状況で、河川から離れた市町村及び下流域の市町村は、氾濫が発生した場合、氾濫発生情報を基に、避難勧告等を発令する必要がある。
- ・氾濫シミュレーションや河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておくものとする。

(2) 水位周知河川

a) 避難準備情報

- ・水位周知河川は、流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する場合が多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、時間をおかずには氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達するケースがある。
- ・避難判断水位は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位が設定されていない河川もある。
- ・このような場合には、氾濫注意水位を超えた段階又は上流域の市町村に大雨警報（浸水害）が発表された段階で、河川上流域の雨域の移動状況や降雨予測を合わせて判断することが望ましい。
- ・また、流域雨量指数は、河川の流域単位での雨量の予測情報を取り込んで計算し、指数化した値を予測値として表示していることから、この予測値を下流の地域への影響を把握する情報として参考することも有効である。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防の漏水・侵食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。
- ・なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

【避難準備情報の判断基準の設定例】

1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である○○mに到達した場合

2：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位である○○mに到達し（又はA川の上流の市町村において大雨警報（浸水害）が発表され）、かつ、B地点上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに○○mm以上の降雨が予想される場合

3：漏水等が発見された場合

※ 3つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応

じて取捨選択する必要がある（以下同じ）。

○住民等へ周知すべき事項

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立ち退き避難が必要な住民等は、避難準備情報が発令された段階で、各人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要がある。

b) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・ 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。
- ・ 降水短時間予報（6時間先までの各1時間予測雨量分布）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・ 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難準備情報の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

- 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- 2：判断する時点（夕刻）で、A地点上流の流域平均累加雨量が〇〇mm以上で、気象情報、降水短時間予報で、さらに〇〇mm以上の降雨が予想される場合
- 3：降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

【内水地域の避難勧告】

水位周知河川の避難判断は、堤防から水があふれたり、堤防が決壊することを想定して設定しているが、内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転が停止されたり、機能が低下することで、浸水が発生する場合がほとんどである。このため、内水地域で浸水深が深く、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、避難勧告等の基準を別途設定するか、避難準備情報の発令段階で避難行動をとることとするなどの設定をする。

c) 避難勧告

- ・ 気象危険水位（特別警戒水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ 水位周知河川は、流域面積が大きくなないことから、急激に水位が上昇するため、避難準備情報を発令していくなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令する場合が多い。

- 流域雨量指数は、河川の流域単位での雨量の予測情報を取り込んで計算し、指数化した値を予測値として表示していることから、この予測値を下流への影響を把握する情報として参照することも有効である。
- 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。
- なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

【避難勧告の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）である○○mに到達した場合

2：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、B地点上流域の今後の気象情報、降水短時間予報で、さらに○○mm以上の降雨が予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）

3：異常な漏水等が発見された場合

d) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告を発令する。
- 降水短時間予報（6時間先までの各1時間予測雨量分布）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難勧告の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合

2：判断する時点（夕刻）で、A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、B地点上流にさらに○○mm以上の降雨が予想される場合

3：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

e) 避難指示

- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることが想定されるため避難指示の判断材料とする。
- ・ さらに、堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

【避難指示の判断基準の設定例】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

1：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達する
おそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

2：異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

3：決壊や越流が発生した場合

4：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合

（4の場合、避難対象はエリアを限定する）

(3) 小河川

a) 避難勧告

- ・ 本ガイドライン(案)では、小河川等による浸水は、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難勧告の対象としない。ただし、山間部等の流れの速い河川沿いの家屋、地下空間等関係者は、立ち退き避難も必要となる場合があることから、これらを対象として避難勧告を発令することを排除するものではない。
- ・ 現実的には、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、降雨データのみでの避難勧告の発令は非常に難しい。
- ・ 時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に避難準備情報は発令しない。
- ・ ただし、過去に氾濫した際の記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性がわかっている小河川等の場合は、避難準備情報の発令も検討する。
- ・ また、洪水予報河川、水位周知河川以外の河川においても、重要水防箇所を有し、水防警報を発表する河川（水防警報河川）がある。その場合は水防団出動水位（氾濫注意水位）を設定し、水位を監視していることから、このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定して避難勧告の判断材料とすることも考えられる。
- ・ 水位を観測していない河川についても、水防団が出動した場合は、水防団からの現地情報を避難勧告の判断材料とすることも考えられる。
- ・ 小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に市町村が判断できる情報が少ないとから、住民等からの被害情報を入手して避難勧告の発令の参考とすることも考えられる。

-
- ・ なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
 - ・ 水位や現地情報等が把握できる小河川等については、氾濫が発生し始めたときに避難指示を発令することも検討する。

【避難勧告の判断基準の設定例】

1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：大雨警報（浸水害）が発表され、地域の累積雨量が○○mmを超える、面的雨量（レーダ等）で雨域がある場合

2：洪水警報が発表され、規格化版流域雨量指数の値が○○程度に達し、さらに上昇する傾向にある場合

3：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、○○mに到達した場合（水防警報河川）

4：A川の水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合

5：浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合

※ 5つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

○住民等へ周知すべき事項

小河川の場合は、床上浸水となるケースが多くないこと、浸水が極めて短時間で発生する場合が多いことから、避難勧告が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋、地下空間等関係者以外の者は、屋内安全確保を基本として避難行動を検討することが重要である。

(4) 避難勧告等の解除の考え方

a) 洪水予報河川、水位周知河川

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

b) 小河川

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

7. 土砂災害の避難勧告等

7.1 避難勧告等の対象とする土砂災害

本ガイドライン(案)で対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流の発生とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い渓流等においては降雨の状況等に応じ、避難勧告等の範囲を広げることを検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令することとなる。

7.1.1 土砂災害に関する避難勧告の意味

土砂災害の発生には、降雨条件だけでなく局所的な地形・地質条件等の様々な要因が関係していると考えられ、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが難しい災害であるが、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、土砂災害に対しては、避難勧告等の発令によって立ち退き避難ができるだけ早く行うことが必要である。

7.1.2 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

- ① 土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ② 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(2) 土砂災害危険区域（都道府県が調査）

土砂災害危険区域は、都道府県が調査し、都道府県の出先事務所、市町村にも配布されており、インターネット上でも都道府県別に閲覧することが可能である。

以下にそれぞれの危険区域判定の基準を示す。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地
- ② 土石流危険区域：渓流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難勧告等の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、土砂災害危険区域の調査結果を準用する。

(3) その他の場所

土砂災害警戒区域や土砂災害危険区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について検討する必要がある。

*都道府県林務担当部局及び森林管理局が、山腹崩壊等の危険性がある箇所を「山地災害危険地区」として把握し、関係市町村に提供しており、必要に応じ、都道府県林務担当部局又は森林管理局に確認する。

7.1.3 避難勧告等の対象となる建物・人

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表され、避難勧告等は一定の地域からなる発表単位毎に発令されることが多いが、避難が必要な建物は、上記の危険性がある区域の建物である。

7.1.4 避難勧告等の発表単位

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難勧告等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難勧告等の発令を検討する必要がある。発表単位は、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ区分等の判断情報の入手性とともに、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮して定めることが必要である。

7.2 避難勧告等を判断する情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壤や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壤雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）がある。

本ガイドライン(案)では、これらの情報の取り扱いを以下の通り整理する。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ① 大雨注意報 | : 防災体制の設定、避難準備情報の発令の判断材料とする |
| ② 大雨警報（土砂災害） | : 避難準備情報の発令の判断材料とする |

-
- ③ 土砂災害警戒情報 : 避難勧告の発令の判断材料とする
 - ④ 記録的短時間大雨情報 : 避難勧告等の発令の判断材料とする
 - ⑤ 大雨特別警報（土砂災害） : 避難勧告・避難指示の対象領域の再検討のトリガとする
 - ⑥ 土砂災害警戒判定メッシュ情報
 - : 避難勧告等の発令の判断材料とする
 - ⑦ 都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報
 - : 避難勧告等の発令の判断材料とする

*本ガイドラインでは、⑥と⑦をまとめて「土砂災害警戒情報を補足する情報」と呼ぶ

上記①②③の情報は、土地を 5km メッシュの格子単位で区切った場所毎の 60 分間積算雨量や土壤雨量指数等の状況を評価し、市町村域に係るメッシュのいずれか一つでも判定基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表されている。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、市町村は、あらかじめ設定した避難勧告等の発表単位と土砂災害警戒情報を補足する情報を参考し、避難勧告等の対象区域及び発令の判断をする必要がある。

ただし、「土砂災害警戒情報を補足する情報」の計算は累積雨量とその時点から最大 2~3 時間先までの予測雨量をもとに計算されていることから、3~4 時間以上先の状況を勘案したものではない。このため、短時間に発達する局地的な大雨があった場合、避難準備情報を発令した後、時間をおかずして土砂災害の警戒を要するレベルに達する場合もあることを認識する必要がある。

また、「土砂災害警戒情報を補足する情報」は 3 時間以上先の状況を評価出来ないため、降水短時間予報、府県気象情報、大雨警報（土砂災害）・注意報に記載される注意警戒期間や予想される 24 時間降水量等を参考に、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、避難準備情報を補足する必要がある。

雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）は、大雨警報（土砂災害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時には、既に災害が発生している場合もあり得ることから、基本的には土砂災害警戒情報を補足する情報等の判断基準に基づき、既に避難勧告等が発令されているものと想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）の発表時には、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。

また、雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合、市町村は防災行政無線等で住民等に、大雨特別警報が発表されたことに加え、既に避難勧告等が発令済みであること、或いは、避難勧告等が発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、あらためて呼びかけを行い、周知を図る必要がある。

※雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合、各市町村は、自らの市町村の大雨の状況を確認する必要がある。具体的には、土砂災害警戒情報を補足する情報を確認したり、雨量を基準とした大雨特別警報（土砂災害）の発表後速やかに発表される「記録的大雨に関する○○気象情報」（「○○」には府県等の名称が入る）という府県気象情報の中で、実際に記録的大雨を観測している地域に該当しているかどうかを確認したりする。

一方、台風等を要因とする大雨等の各特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上、ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が、接近している段階で、今後、これまで経験したことのないような大雨、暴風、高潮や高波などが同時に発生することが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。この特別警報により、対象となる地域における大雨警報、暴風警報、高潮警報、波浪警報が全て特別警報として発表されるが、その時点での雨量等が避難勧告等の基準に達していない場合が多いと想定される。このため、台風等の強度を基準とする大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、各地域で設定した判断基準を基本としつつも、それ以後の風等により避難が困難となることを想定して、早めの避難準備情報、避難勧告を発令できるよう、検討を行う必要がある。

また、山間部の地域の場合、近くに避難場所がない場合も想定され得ることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難勧告等の判断を行うことも必要である。

7.3 判断基準設定の考え方

a) 避難準備情報

- ・ 大雨警報（土砂災害）は、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね 1 時間に達する土壤雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える 2~6 時間に発表されることから、この情報の発表を判断基準の基本とする。
- ・ 雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超え、その時点以後に降雨の継続が予想される場合も判断基準として設定してもよい。
- ・ 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して検討する。
- ・ 大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎える際、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合には、避難準備情報の発令を検討する必要がある。その際、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。
- ・ なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

【避難準備情報の判断基準の設定例】

1～4 のいずれか 1 つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

- 1 : 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過した場合
- 2 : 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3 : 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合

4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

- ※ 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超えると、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。
- ※ 土砂災害警戒情報を補足する情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害警戒情報を補足する情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき避難準備情報の発令を検討してもよい。
- ※ 4つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある（以下同じ）。

○住民等へ周知すべき事項

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、土砂災害からの避難が必要な住民等は、避難準備情報が発令された段階で、各人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要がある。

また、降雨時に、前兆現象や土砂災害の発生が確認された場合、その周辺の住民等は、各人が判断して立ち退き避難を行う必要がある。

b) 避難勧告

- ・ 土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断基準とすることを基本とするが、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域に更に避難勧告を検討する。
- ・ 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討する。
- ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合。なお、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象地域とする必要がある。避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難勧告対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・ なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

【避難勧告の判断基準の設定例】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
- ※ 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。

c) 避難指示

- ・ 基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、まだ、避難していない人へより強く避難を促す措置としての避難指示となる。
- ・ 土砂災害警戒情報を補足する情報が実況で基準を超過した場合や、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等は、さらに土砂災害発生の危険性が高まっていると想定される。
- ・ 土砂災害警戒情報を補足する情報を参考とし、避難指示の発令範囲を的確に設定する。
- ・ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、すでにどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・ 前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象地域とする必要がある。

【避難指示の判断基準の設定例】

- 1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
- 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
- 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 3：土砂災害が発生した場合
- 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す
必要がある場合

d) 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

- 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。

e) 避難勧告等の解除の考え方

- 避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う必要がある。

8. 高潮災害の避難勧告等

8.1 避難勧告等の対象とする高潮災害

高潮により命を脅かす危険性があるケースを以下の二つに分類する。

- ・高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合。
- ・高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間に渡り浸水するおそれがあることが想定される。

8.2 避難勧告等を判断する情報

高潮に関する情報は以下のとおり。

- ① 台風情報 : 台風の位置や強さ等の実況及び予想
- ② 高潮注意報 : 高潮に対する注意を呼びかける
- ③ 高潮警報 : 高潮により重大な災害が発生するおそれがある
- ④ 高潮特別警報 : 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい

※高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに発表される。この警報基準は、市町村毎に設定しており、危険潮位（その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位）が設定されている場合は危険潮位を基準とし、危険潮位が設定されていない場合は、過去の高潮災害発生との関係性等から基準となる潮位を設定している。

※高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上、ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸 24 時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見により周知される。特別警報発表の判断は台風上陸 12 時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市町村についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで、高潮特別警報が発表される。

高潮は、台風や低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定すれば良い。ただし、高潮警報等で予想された高潮の高さに対する現況の海岸保全施設等の高さの関係や想定される浸水範囲の関係は、地域毎に明確に整理されていないのが実情である。

このため、地域毎に海岸堤防等の高さと高潮警報等で想定される高潮が発生した場合の被災の想定を検討して、避難勧告等の対象地域を確定する必要がある。高潮災害は、一度被災した場合、

命を脅かす危険性が高いことから、基本的には安全な地域への移動を伴う立ち退き避難が基本となる。

8.3 判断基準設定の考え方

- ・高潮災害からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。高潮警報の場合は局的な被災を想定した海岸保全施設周辺の住民の避難、高潮特別警報の場合は、ゼロメートル地帯を含む広範囲の住民の避難が必要である。
- ・あらかじめ、気象台、海岸管理者等に相談し、当該地域において、高潮警報の基準潮位（危険潮位等）を上回る場合に、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておく。これにより、高潮警報等に記載される予想最高潮位を基に、避難勧告等の対象範囲を判断することができる。
- ・高潮が予想される状況下においては、台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多い。このため、台風の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報の発表等により、要配慮者のみならず対象地域の全てが避難行動をする必要があることから、始めから避難勧告の発令となる。
- ・高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を材料に、避難勧告に先立ち避難準備情報を早めに発令することも検討すべきである。また、高潮特別警報の場合は、広範囲の住民の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難勧告を早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視するべきである。

a) 避難勧告

- ・高潮警報、あるいは高潮特別警報が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想される場合に、避難勧告を発令することを基本とする。
- ・高潮特別警報の場合は、警報よりも広範囲で影響を受ける可能性があることから、避難勧告対象地区を広めにすることが望ましい。また、対象地区が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、避難勧告を速やかに判断・発令することが望ましい。
- ・また、地形によっては局的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した判断基準の設定が必要である。

【避難勧告の判断基準の設定例】

1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合

2：A潮位観測所の潮位が○時間後に○○mに到達されると予想される場合

- 3 : 高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合（実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報報を参考にする）
- 4 : 高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
- 5 : 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合
- ※ 5 つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある（以下同じ）。

b) 避難指示

- ・ 基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難勧告が発令されていることを前提とする。
- ・ 海岸堤防等の倒壊、水門・陸閘等の損傷など、構造物被害が発見された場合や異常な越波・越流が発生した場合など、周辺住民を対象とした発令が考えられるが、既に暴風域に入っていることが想定されることから、その時点で危険地域の建物内にいた場合、屋内の最も安全な場所に留まるか、非常に近い堅牢な高い建物への移動に限定する必要がある。

【避難指示の判断基準の設定例】

1～4 のいずれか 1 つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

- 1 : 潮位が「危険潮位※」を超えた場合
- 2 : 海岸堤防の倒壊の発生
- 3 : 水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）
- 4 : 異常な越波・越流の発生
(ただし、暴風雨の状況を見極める必要がある)

※危険潮位：その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位

c) 避難勧告等の解除の考え方

- ・ 避難勧告等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

9. 津波災害の避難指示等

9.1 避難勧告等の対象とする津波災害

津波は 20cm から 30cm 程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合でも直ちに避難行動を取る必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、沿岸地域に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

9.2 避難勧告等を判断する情報

地震の発生から、3 分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは 5 つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

発表される津波の高さについては、5 区分であり、各区分の高い方の数値が発表される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ~	10m 超	巨大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	(表記しない)

9.3 判断基準設定の考え方

- どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

基本的な区分は以下のとおりであり、市町村毎に対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。ただし、津波は局所的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

- ① 大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
- ② 津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする
- ③ 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

【避難指示の判断基準の設定例】

1～2 のいずれか 1 つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

（ただし、避難の対象区域が異なる）

2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 2 つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

【遠地地震の場合の避難勧告等】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討するものとする。

- ・ 避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

10. 自然災害の発生が想定される際の体制と情報分析

10.1 自然災害の発生が想定される際の体制

地震（津波）を除く自然災害の発生が想定される際の市町村における防災体制の設置、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町村の規模、発生する可能性のある災害の多さ等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。体制の呼称は、それぞれの市町村の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は、夜間や休日における一般的な例示である。

① 第1次防災体制（災害準備体制）：防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。

- ・水害対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合
- ・大雨注意報が発表された場合
- ・高潮注意報が発表された場合

② 第2次防災体制（災害注意体制）：避難準備情報を発令するかどうかの段階管理職を配置し、避難準備情報の発令を判断する体制とする。

防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。

- ・水害対象河川が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合
- ・管内の雨量観測所の累積雨量が○○mmを超えた場合
- ・台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合

③ 第3次防災体制（災害警戒体制）：避難準備情報を発令した段階首長あるいは首長代理が登庁し、避難勧告の発令を判断できる体制とする。

専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。

要配慮者の避難場所受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。

- ・水害対象河川が避難判断水位を超えることが確実となった場合
- ・大雨警報が発表された場合
- ・台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が12時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合

④ 第4次防災体制（災害対策本部設置）：避難勧告を発令した段階あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。

- ・洪水予報河川が氾濫危険水位を超えることが確実となった場合
- ・土砂災害警戒情報が発出された場合
- ・高潮警報が発表された場合

※ 災害が発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

※津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、直ちに第4次防災体制を取る必要がある

10.2 避難勧告等の判断のための情報分析

10.2.1 避難勧告等の判断のために分析・確認すべき情報

避難勧告等の発令を判断するためには、あらかじめ設定した判断基準通りに判断することが基本であるが、そのためには、判断基準に至る前に防災情報提供システム等によりリアルタイムのデータを調べ、災害の発生の危険性を分析する必要がある。

以下に災害の種別毎に確認すべき情報を示す。

災害の種別	避難勧告等の判断のために分析が必要な情報【防災情報提供システム】
水害対応	降水短時間予報の6時間予想（雨域の移動）、台風情報（予想進路、接近見込み時刻） 【川の防災情報】 河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積） 【その他】 河川の水位（3時間予測）：河川事務所又は県土整備事務所等より入手
土砂災害対応	気象警報・注意報の注意警戒期間、府県気象情報、管内の雨量観測所雨量（累積）、降水短時間予報（6時間先までの雨域の予測）、台風情報（予想進路、接近見込み時刻）、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報） 【各都道府県の防災情報システム】 土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ単位の危険度、CL及びスネークライン等）
高潮災害対応	潮位（実況及び予測）、台風情報（予想進路、接近見込み時刻）
津波災害対応	大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報 遠地地震に関する情報（遠地で発生した地震による津波の場合）

※その他、現地で発見される堤防の漏水等、土砂災害の前兆現象、土砂災害の発生等に関する情報についても収集し、災害の発生する危険性を分析する必要がある。

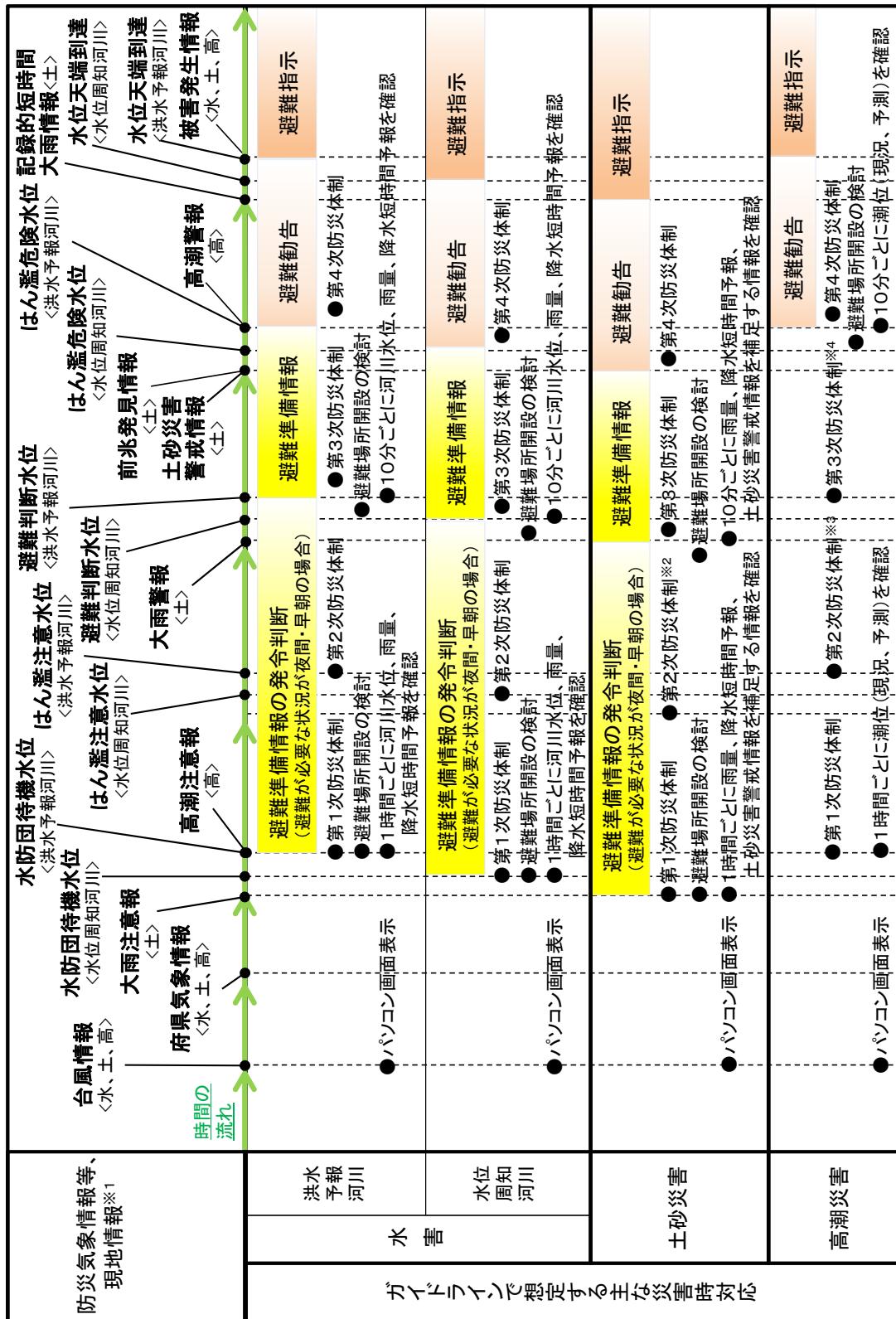
10.2.2 防災気象情報等と市町村の行動指針の例

市町村にとっては、複数の災害に同時に對応できるよう体制を整えておく必要がある。台風が来襲する場合は、水害、土砂災害、高潮災害が発生することを念頭に防災気象情報等を確認・分析する必要があり、前線による大雨が発生している場合は、水害、土砂災害が発生することを想定する必要がある。以下に、①大雨をもたらす台風が来襲する場合、②前線による大雨の場合、それぞれのケースで考えられる防災気象情報等と本ガイドライン(案)で想定している体制等との関係を例示する。

具体的には、前線による大雨の場合、府県気象情報が発表されれば、担当者がパソコンを立ち上げ、雨量等の情報を常に把握できる体制を取る。その後、大雨注意報が発表されれば、水害か土砂災害を想定し、1時間毎に河川の水位、雨量、降水短時間予報、土砂災害警戒情報を補足する情報を確認する体制を取る、ということを例示している。

(1) 太雨をまかうと、あらす台風が来る場合の防災情報等の収集とこれに伴う災害対応

※この図は、あくまでも防災気象情報等と災害時の対応の関係をわかりやすく示すことを目的としたものであり、実際の情報や対応の流れがこのとおりになるとは限らない。



- ※1:水害、土砂災害、高潮災害ごとの災害時対応の判断情報を「水、土、高」で区別する
- ※3:台風情報等で、台風の暴風域が「24時間以内に市町村にかかる」「または接近する」
- ※4:台風情報等で、台風の暴風域が「12時間以内に市町村にかかる」「または接近する」

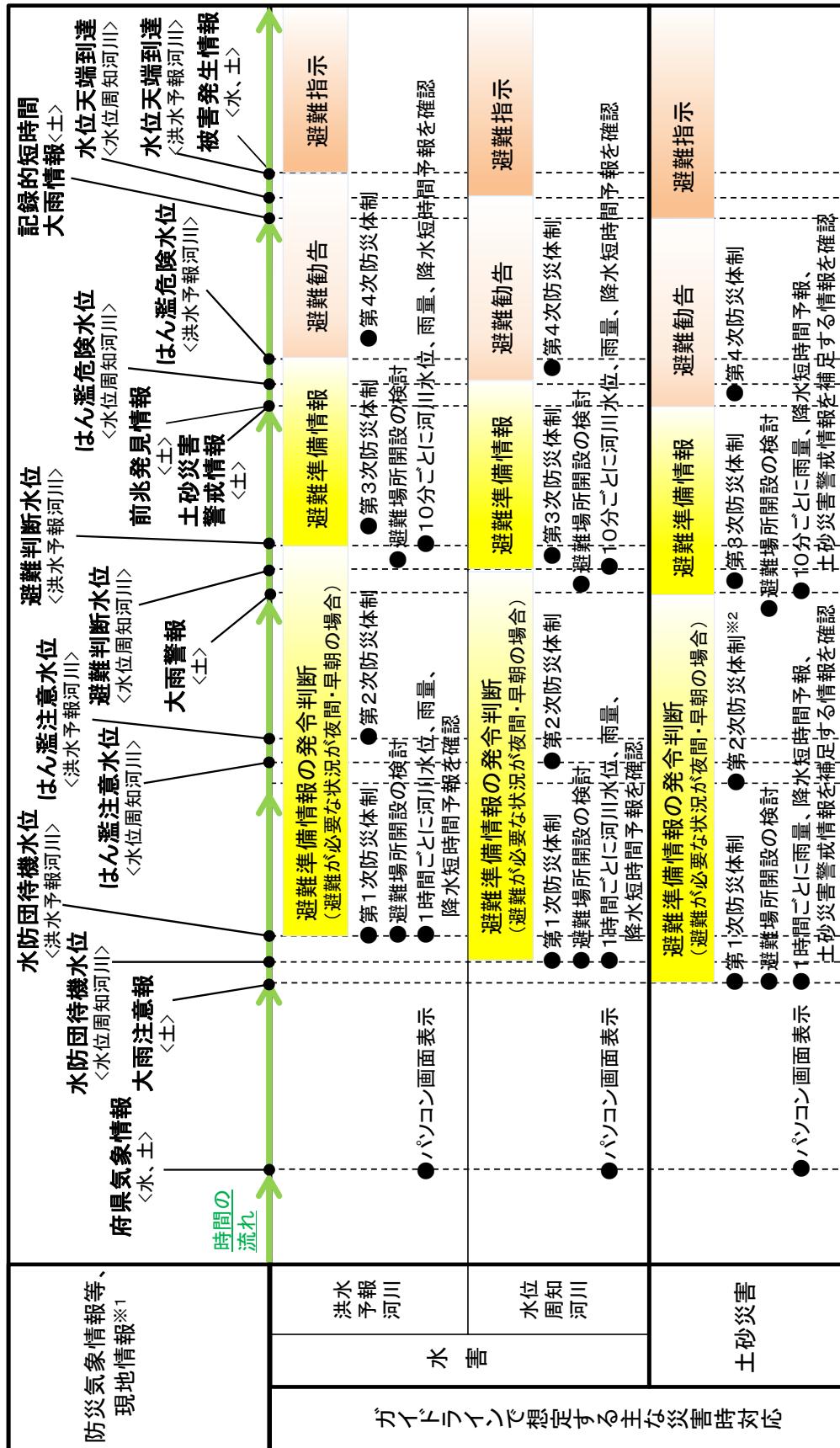
※1：水害、土砂災害、高潮災害ごとの災害実情をく水、土、高）で区分けた場合

※2：管内の雨量観測所の累積雨量が基準値を越えた場合

※3:台風の暴風域が24時間以内に市町村にかかる、または接近する場合
※4:台風の暴風域が12時間以内に市町村にかかる場合

(2) 前線による大雨の場所の防災気象情報等の標準的な要素との流れをこれに伴う災害時対応

※この図は、あくまでも防災気象情報等と災害時の対応の関係をわかりやすく示すことを目的としたものであり、実際の情報や対応の流れがこのとおりになると必ずしも限らない。



※2：管内の雨量観測所の累積雨量が基準値を超えた場合、水害、土砂災害などの災害対応の判断情報を報を水、土、火、風、雪、雷として区別

11. 避難勧告等の情報伝達

11.1 住民の避難行動の認識の徹底

これまで、自治体は災害種別毎にハザードマップを作成し、配布や広報に努めてきているが、様々な災害があること、災害時に使われる形で保管してもらうのが難しいことなどから、実際の避難行動に十分に役立っていない可能性がある。

避難勧告等が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、住民ひとり一人が、あらかじめ災害種別毎にどう行動すればよいか、立ち退き避難の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。

このため、本ガイドライン(案)は、住所・建物毎に、これらの情報を記した「災害・避難カード」を導入し、自分にとって「命を脅かす危険性」に何があるのかを確認してもらう仕組みを提案する。

災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自らWeb上の防災情報を確認したり、市町村が発する避難勧告等の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができるようとする。

11.1.1 災害・避難カード

水害（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害種別毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に記す。

【〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号：避難が必要となる災害と避難方法等】

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
A川	自宅2階	〇〇観測所雨量	〇〇mm
B川	〇〇避難場所	〇〇水位観測所	〇.〇m
土砂災害	無し		
津波	無し		
高潮	無し		

※複数の河川からの浸水が想定される地域において、一方の河川による浸水深が大きく、立ち退き避難が必要な場合は、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することを想定し、浸水深の大きい方を基準にして避難行動を想定する必要がある。

11.2 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等を住民に伝達する主な手段は下記のとおり。

- ① TV 放送（ケーブルテレビを含む）
- ② ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）
- ③ 市町村防災行政無線（同報系）
- ④ 緊急速報メール
- ⑤ ツイッター等の SNS
- ⑥ 広報車、消防団による広報
- ⑦ 電話、FAX、登録制メール
- ⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

11.3 伝達手段別の注意事項

あらかじめ、全ての伝達手段について、その手順を確認し、伝達を受ける側が限定される場合は、確実に伝達されるかの訓練も実施する必要がある。

11.3.1 TV 放送（ケーブルテレビを含む）

TV 放送は、避難勧告等の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の住民等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報伝達を繰り返し放送することが難しい場合も多い。

一方、ケーブルテレビは、契約者に対して特定の地域の詳細な情報を伝達することができるが、有線設備であり、断線対策、停電対策が課題である。

11.3.2 ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）

ラジオは、携帯性に優れ、停電時でも受信でき、市町村単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるコミュニティ FM 等もあるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は少なく、放送範囲も限られることから、ラジオのみによって地域全体に情報伝達を行うのは難しい。また、平時からチャンネル（周波数）の周知が必要である。

11.3.3 市町村防災行政無線（同報系）

防災行政無線は、自営網であるため一般的に耐災害性が高く、市町村が地域の住民等に直接的に情報を伝えることができる手段であるが、屋外拡声器から伝達する場合は、大雨で音がかき消されたりすることがあるように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては情報伝達が難しく、TV、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。また、戸別受信機は、屋内で情報を受信することから、端末を設置している世帯により確実に情報を伝達できるが、都市部では、人口が多く全世帯への戸別受信機の配備は困難であり、屋外拡声器で対応せざるを得ない場合が多い。

11.3.4 緊急速報メール

緊急速報メールは、市町村からの避難勧告等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）することができる手法であり、住民以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。ただし、字数制限があることから情報量が限られ、対応機種の普及率が6～7割程度である。なお、過去には、緊急速報メールの配信の基準が決められていないなどの理由で、緊急速報メールが有効に活用されない事例があることから、あらかじめ、配信の取り決め等の準備をしておく必要がある。

11.3.5 ツイッター等のSNS

SNS（Social Networking Service）は、登録された利用者同士がリアルタイムで情報交換できるWebサイトの登録制サービスであり、ツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）などがある。SNSは、利用者間で情報が伝搬・拡散し、利用者の思い込みや誤った情報が広まってしまう場合もあることから、市町村は、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。

11.3.6 広報車、消防団による広報

広報車は、避難勧告等を呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、対象地域へのアクセスルートが限られる場合や、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られている場合は、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

11.3.7 電話、FAX、登録制メール

固定電話、FAX、携帯電話（メールを含む）による情報伝達は、対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いといった利点があるが、停電に弱い上、電話による避難勧告等の情報伝達では、輻輳により繋がりにくい場合がある、電話番号が分かる相手にしか連絡が取れない、同時に複数の相手に連絡することができないといった課題がある。したがって、市町村は、電話を用いる場合は、自治会長等の限られた人に連絡するような仕組を構築しておく必要がある。一方、FAXやメールは、あらかじめ一斉送信を行う者を決め、連絡先を登録しておけば、一定程度の対象者に直接情報を伝えることができる。

11.3.8 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け

直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気を地域コミュニティ内で醸成しておくことが重要である。

11.4 要配慮者、避難支援関係者等への伝達

災害対策基本法改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置付けられた。

特に、要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要である。

11.4.1 避難行動要支援者への伝達

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障害等の特性に応じた、多様な伝達手段を活用し、確実に情報周知できる体制を整えることが必要である。

聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信

字幕放送・解説放送（副音声や2か国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送

SNS等のインターネットを通じた情報提供

11.4.2 避難促進施設の施設管理者への伝達

「水防法（昭和24年6月4日法律第193号）」及び「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）」では、市町村地域防災計画に定められた地下街等、社会福祉施設、学校、医療施設、大規模工場等の施設管理者等に対し、市町村からの洪水予報等の伝達方法が定められるとともに、避難確保計画（洪水については避難確保のための浸水防止計画を含む）の作成・公表等が義務付けられている。

避難確保計画には避難勧告等の伝達方法についても定められていることから、市町村は定められた伝達方法により確実に情報伝達できる体制を整えておくこと。

11.5 都道府県や関係機関への伝達

避難勧告等を発令したときは、市町村長はその旨を都道府県知事に報告する必要があるため、情報伝達先、手段を確認しておくこと。また、この他、国土交通省の河川事務所や地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達することが望ましい。

11.6 避難勧告等の伝達内容

以下に防災行政無線を使用した場合の避難勧告等の伝達文の一例を示す。防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難勧告等の行動をとってもらうために緊迫感のある表現にすることが重要である。

なお、本ガイドライン(案)では、避難勧告等の発令に関する情報伝達を中心に記載しているが、対応が可能であれば、各市町村の防災体制等の情報についてホームページ等で随時公表することにより、災害発生のおそれが高いままでおり市町村が緊迫感を持って対応していることを周知することも有効である。

11.6.1 水害

<避難勧告等の伝達文の例（洪水予報河川）>

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

* 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。

■〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

<避難勧告等の伝達文の例（水位周知河川）>

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

11.6.2 土砂災害

<避難勧告等の伝達文の例（土砂災害）>

1) 避難準備情報の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。

■こちらは、○○市です。

■○時○分に○○市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、○時○分に○○地域の○○地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。

■○○地域の○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。

■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

2) 避難勧告の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

■こちらは、○○市です。

■○時○分に○○市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地域の○○地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。

■○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難して下さい。

■急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。

■○○道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

3) 避難指示の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■△△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地域の○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。

■未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。

11.6.3 高潮災害

<避難勧告等の伝達文の例（高潮災害）>

1) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、○○市です。
- 高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、○○時○○分に○○地域の○○地区に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。
- 地域の○○地域の方は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

2) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、○○市です。
- 高潮被害が発生するおそれがあるため、○○時○○分に○○地域の○○地区に高潮災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。

11.6.4 津波災害

<避難勧告等の伝達文の例（津波災害）>

1) 避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

2) 避難指示の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■強い揺れの地震がありました。

■津波が予想されるため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

3) 避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

卷末資料

卷末資料 I 情報システムで提供される防災気象情報等

5.1.1 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
気象情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、適時発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪注意報	気象庁	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
大雨特別警報	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪特別警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮特別警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム

※下線ゴシック体の情報については、後段で情報の表示例を示している。（以下の表全て同じ）

5.1.2 雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁 HP : 60分毎 防災情報提供システム : 10分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター(リアルタイム雨量)
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	レーダ雨量	国土交通省	・Cバンドレーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1km メッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	XRAIN雨量情報	国土交通省	・XRAINによって観測した降水強度分布 ・250m メッシュで観測	1分毎	・XRAIN雨量情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター(国土交通省)
	解析雨量・降水短時間予報	気象庁	現時刻までの30分毎の雨量の分布、及び、6時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	30分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム

5.1.3 水位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	テレメータ水位	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測	60分毎	・市町村向け川の防災情報

5.1.4 水害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水害に関する情報	指定河川洪水予報	国土交通省 又は都道府県と気象庁の共同	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	/	・気象庁 HP ・防災情報提供システム ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位到達情報	国土交通省 又は都道府県	避難判断水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		・市町村向け川の防災情報
	流域雨量指數	気象庁	降った雨が下流地域にどれだけ影響を与えるかを、数字で表したもの。	30分毎	・防災情報提供システム
	規格化版流域雨量指數	気象庁	流域雨量指數を、1991～2010年の最大値に対する比率として表したもの。	30分毎	・防災情報提供システム

5.1.5 土砂災害に関する情報

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	土砂災害警戒判定メッシュ情報	気象庁 2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。	10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報	都道府県の砂防部局 都道府県毎、1~5kmメッシュ、※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html)から、各都道府県のページにリンクさせている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害警戒情報を補足する情報」と呼ぶこととする。	10分~60分毎	都道府県の砂防部局
	土砂災害警戒情報	気象庁と都道府県の共同 大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム

5.1.6 潮位に関する情報

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位情報	潮位観測情報	気象庁 全国各地の最新の3日間(昨日・今日・明日)または1日ごとの潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示したもの。5分または10分毎に更新。	5分または10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム ・防災情報提供センター(国土交通省)

5.1.7 津波に関する情報

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
津波警報・注意報	津波注意報	気象庁 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	津波警報	気象庁 予想される津波の高さが高いところで1mを超える場合。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大津波警報	気象庁 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
津波に関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	気象庁 各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が到達することもある。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	気象庁 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	津波観測に関する情報	気象庁 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	沖合の津波観測に関する情報	気象庁 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。		・気象庁HP ・防災情報提供システム

(1) 台風情報

情報内容	<p>◆台風が発生したときに気象庁から発表される情報 ◆文章形式の情報と図形式の台風経路図（台風5日予報図、台風72時間予報図、台風24時間詳細予報図等）を発表</p>
情報例 (その1)	<p>平成25年 台風第18号に関する情報 第29号（位置） 平成25年9月16日0時50分 気象庁予報部発表</p> <p>(見出し) 大型の台風第18号は、漸岬の南約160キロを1時間におよそ30キロの速さで北北東へ進んでいます。</p> <p>(本文) 大型の台風第18号は、16日0時には漸岬の南約160キロの北緯32度05分、東経135度25分にあって、1時間におよそ30キロの速さで北北東へ進んでいます。中心の気圧は975ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートルで、中心から半径90キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。また、中心の東側650キロ以内と西側460キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いています。</p> <p>この台風は16日1時には、漸岬の南約140キロの北緯32度20分、東経135度30分にあって、1時間におよそ30キロの速さで北北東へ進んでいるものと推定されます。中心の気圧は975ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートルで、中心から半径90キロ以内では風速25メートル以上の暴風がまた、中心の東側650キロ以内と西側460キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いているものと推定されます。</p> <p>台風の中心は、12時間後の16日12時には足利市付近の北緯36度25分、東経139度35分を中心とする半径90キロの円内に達する見込みです。中心の気圧は975ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートルが予想されます。予報円の中心から半径190キロ以内では風速25メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。台風はこの後、温帯低気圧に変わり、24時間後の17日0時には北海道の東の北緯42度00分、東経146度10分を中心とする半径240キロの円内に達する見込みです。中心の気圧は980ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は45メートルが予想されます。予報円の中心から半径350キロ以内では風速25メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。なお、台風や温帯低気圧の中心が予報円に入る確率は70%です。</p> <p>今後の台風情報にご注意下さい。</p> <p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">台風の位置や進路予報等が示されている。</p> <p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">発表時の台風位置や中心気圧、最大瞬間風速等が文字情報として記載。</p>
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

情報例（その2）



(2) 府県気象情報

情報内容	<p>◆気象台が、警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、府県予報区単位で発表する情報。府県気象情報は図形式で発表される場合もある。</p>										
情報例	<p>大雨と落雷及び突風に関する福岡県気象情報 第5号 平成24年7月13日16時30分 福岡管区気象台発表</p> <p>(見出し) 福岡県では、14日昼前にかけて局地的に雷を伴った猛烈な雨が降り、大雨となるおそれがあります。土砂災害、低地の浸水、河川の増水やはん濫に厳重に警戒して下さい。落雷や竜巻などの激しい突風に注意して下さい。</p> <p>(本文) 梅雨前線は対馬海峡付近に停滞しています。福岡県では、降り始めからの雨量が300ミリを超えて土砂災害の危険度が高まっている所があります。 14日にかけ梅雨前線は対馬海峡付近に停滞し、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定な状態が続く見込みです。 このため、福岡県では14日昼前にかけて局地的に雷を伴った猛烈な雨が降り、大雨となるおそれがあります。 また、大気の状態が非常に不安定となっているため、落雷や竜巒などの激しい突風のおそれがあります。</p> <p><雨の実況> 7月11日11時から7月13日16時までの総雨量の多い所 (アメダス速報値)</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>久留米市耳納山</td> <td>327.5ミリ</td> </tr> <tr> <td>久留米市津福本町</td> <td>292.5ミリ</td> </tr> <tr> <td>八女市黒木</td> <td>225.0ミリ</td> </tr> <tr> <td>柳川</td> <td>205.5ミリ</td> </tr> <tr> <td>朝倉</td> <td>194.5ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p><雨の予想> 1時間雨量(多い所) 筑後地方 80ミリ 福岡地方、北九州地方、筑豊地方 70ミリ</p> <p>13日18時から14日18時までの24時間雨量(多い所) 筑後地方 250ミリ 福岡地方、北九州地方、筑豊地方 200ミリ</p> <p><防災事項> 土砂災害、低地の浸水、河川の増水やはん濫に厳重に警戒して下さい。落雷や竜巒などの激しい突風にも注意して下さい。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めて下さい。</p> <p>気象台が発表する警報や注意報、竜巒注意情報、気象情報などに留意して下さい。</p> <p>次の「大雨と落雷及び突風に関する福岡県気象情報」は、14日06時00分頃発表の予定です。</p>	久留米市耳納山	327.5ミリ	久留米市津福本町	292.5ミリ	八女市黒木	225.0ミリ	柳川	205.5ミリ	朝倉	194.5ミリ
久留米市耳納山	327.5ミリ										
久留米市津福本町	292.5ミリ										
八女市黒木	225.0ミリ										
柳川	205.5ミリ										
朝倉	194.5ミリ										
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ 										

情報例（その2）

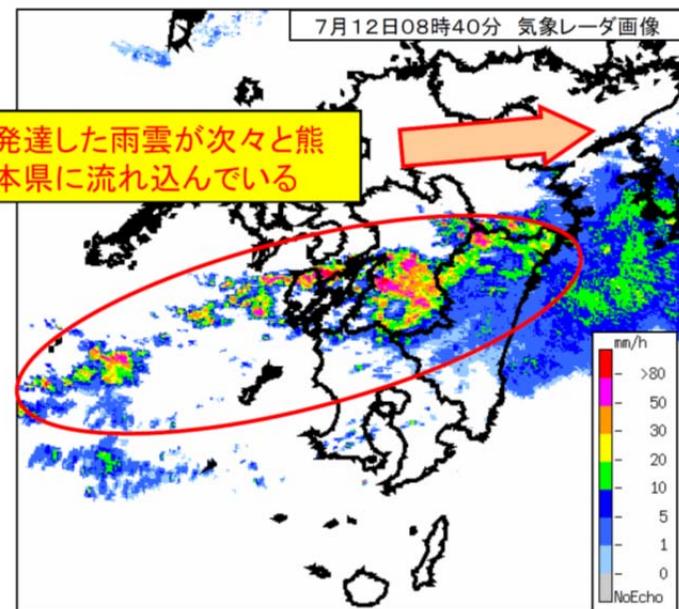
雨量分布等で警戒すべき地域等が示されている。

大雨と落雷及び突風に関する熊本県気象情報 第7号

平成24年07月12日 08時45分

熊本地方気象台発表

阿蘇乙姫では、12日00時から8時間で日降水量極値(448ミリ)を超える記録的な大雨。熊本県では、土砂災害、浸水害、河川の増水やはん濫に最大級の警戒。



熊本県には、12日未明から発達した雨雲の流れ込みが続いており、12日昼過ぎまで続く見込みです。12日昼前まで非常に激しい雨の降るおそれがあります。

引き続き、土砂災害、浸水害、河川の増水やはん濫に最大級の警戒をして下さい。

落雷や竜巻など激しい突風にも注意して下さい。

<雨の実況(アメダス速報値)>

11日02時から12日08時までの総雨量

阿蘇市阿蘇乙姫 506.5 ミリ

阿蘇山 386.5 ミリ

菊池市木柑子 327.0 ミリ

熊本空港 204.5 ミリ

熊本市中央区京町 189.5 ミリ

次の「大雨と落雷及び突風に関する熊本県気象情報は、12日11時30分頃発表の予定です。

(3) 記録的短時間大雨情報

情報内容	◆数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表される情報。
情報例	<p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">府県予報区単位で発表される。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 熊本県記録的短時間大雨情報 第6号 平成24年7月12日05時53分 熊本地方気象台発表 </p> <p style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 5時30分熊本県で記録的短時間大雨 菊池市付近で約110ミリ 阿蘇市付近で約110ミリ </p> <p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">記録的短時間大雨が観測された時刻、市町村名又は観測所名、雨量が示されている。</p>
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(4) 気象注意報・警報・特別警報

情報内容	<p>◆大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに「特別警報」が発表される。</p> <p>◆防災情報提供システムでは、注意報・警報・特別警報の注意警戒期間を表形式で提供。</p>
情報例	<p>平成22年 7月 1日20時13分 長野地方気象台発表</p> <p>長野県の注意警戒事項 北部、中部では、1日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に警戒して下さい。</p> <p>佐久市【継続】大雨(土砂災害、浸水害), 洪水警報 雷注意報 特記事項 土砂災害警戒 浸水警戒 土砂災害 警戒期間 1日夜遅くまで 注意期間 1日夜遅くまで 浸水 警戒期間 1日夜遅くまで 注意期間 1日夜遅くまで 1時間最大雨量 50ミリ 洪水 警戒期間 1日夜遅くまで 注意期間 1日夜遅くまで 雷 注意期間 2日明け方まで 付加事項 竜巻 ひょう</p> <p>府県予報区の単位で、注意・警戒が必要な地域、時間帯、対象災害が示されている。</p> <p>市町村単位で発表中の注意報、警報、特別警報を記載。</p> <p>現象ごとに、注意期間、警戒時間が示されている。</p>
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

情報例（その2）

注意期間・警戒期間を視覚的に確認することができる。


**防災情報提供システム
愛知県の防災情報**

ホーム
気象警報・注意報など
地震・津波
天気予報など
気象監視
設定管理

ホーム>> 気象警報・注意報など>> 注意警戒時系列

注意警戒時系列

市町村を選択
種別選択
情報を印刷

種別	9/15 16:33 発表		注意警戒期間(■警戒期間 □注意期間)									
	警報/ 注意報	量的予想事項等	2/15					2/16				
			15-18	18-21	21-0	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	
名古屋市	大雨 警報	浸水						☆				
	洪水 警報	洪水										
	雷 注意報	雷										
	暴風(強風) 注意報	風	風向 東の風のち北西の風 陸上 最大風速 15メートル 海上 最大風速 18メートル					☆				
	波浪 注意報	波	波高 2.5メートル					☆				
	高潮 注意報	高潮	最高潮位 標高 1.7メートルの高さ						☆ 9時ビロ			

種別	9/15 16:33 発表		注意警戒期間(■警戒期間 □注意期間)									
	警報/ 注意報	量的予想事項等	2/15					2/16				
			15-18	18-21	21-0	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	
豊橋市	波浪 警報	波 内海 波高 5メートル 外海 波高 8メートル						☆				
	大雨 注意報	浸水						☆				
	雷 注意報	雷										
	暴風(強風) 注意報	風	風向 南東の風のち北西の風 陸上 最大風速 15メートル 内海 最大風速 25メートル					☆		以後も 続く		

<ご利用にあたって>

- 「警報/注意報」欄は、当該種別が特別警報、警報、もしくは注意報であることを表し、特別警報を紫色、警報を赤色、注意報を黄色で着色しています。
- 警戒期間とは当該種別が警報基準を超えると予想される期間をいいます。このうち、特別警報を発表した場合の警戒期間を凡例では警戒期間(特別警報)と表しています。また、注意期間とは当該種別が注意報基準を超えると予想される期間をいいます。
- 「注意警戒期間」欄は 0-3、3-6、6-9など3時間毎をひとコマで表し、発表時刻を含むコマを含め8~9コマを表示しています。
- 警戒期間を赤色(ただし、特別警報発表中は紫色)、注意期間を黄色で着色します。なお、注意警戒期間を日単位で表現する場合は、1日単位のコマで表示します。
- 「注意警戒期間」欄で使用する記号及び文字は、以下の内容を示します。

☆：ピーク時間が特定できる場合にピーク時間帯を示します。
以後も続く：当該時間帯以降も警戒期間または注意期間が続くことを示します。

- 警報・注意報の発表から解除までの期間は、注意警戒期間とは異なる場合があります。
- この注意警戒時系列は、警報・注意報発表ごと、また量的予想事項に変化があった場合に更新されますので、ブラウザの更新ボタンをクリックして最新の情報をご利用ください。
- 「市町村を選択」、「種別選択」のボタンにより、表示する市町村や種別を選択することができます。
- 選択表示の状態からすべてを表示する状態に戻す場合には、すべての項目について、チェックを外すかチェックを付してください。
- 注意警戒期間の色を印刷するためには、背景色と背景画像も印刷するようにブラウザの設定を変えて下さい。

© 2011 Japan Meteorological Agency. All Rights Reserved.

68

(5) テレメータ雨量

情報内容	◆雨量観測所ごとの現況・過去の毎正時、10分ごとの雨量・累加雨量。																																																																																											
情報例	<p>雨量観測所の名称</p> <p>雨量観測所の諸元</p> <p>閉じる 過去データへ</p> <p>テレメータ雨量 八代(やつしろ)</p> <p>観測時刻: 2014/02/18 13:00 毎正時 10分毎</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>管理区分</th> <th>所管</th> <th>所在地</th> <th>標高</th> <th>緯度経度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>球磨川</td> <td>球磨川</td> <td>八代</td> <td>国河川</td> <td>八代河川国道事務所</td> <td>熊本県八代市萩原町1-708-2 (八代河川国道事務所敷地)</td> <td>8m</td> <td>緯度 30° 30' 00'' 経度 130° 37' 10''</td> </tr> </tbody> </table> <p>「過去データへ」は過去3日分のデータ閲覧が可能です。 その他の過去データを「見にないたい場合は「全文水質データページ」(http://www.river.co.jp)をご利用下さい。」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>雨量(mm)</th> <th>累加雨量(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2/17 14:00</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>15:00</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>16:00</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>17:00</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>18:00</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>19:00</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>20:00</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>21:00</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>22:00</td><td>2.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>23:00</td><td>0.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>24:00</td><td>0.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>2/18 01:00</td><td>0.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>02:00</td><td>0.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>03:00</td><td>0.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>04:00</td><td>0.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>05:00</td><td>1.0</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>06:00</td><td>0.0</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>07:00</td><td>0.0</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>08:00</td><td>1.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>09:00</td><td>0.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>10:00</td><td>0.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>11:00</td><td>0.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>12:00</td><td>0.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>2/18 13:00</td><td>0.0</td><td>6.0</td></tr> </tbody> </table> <p>雨量の上昇・降下の状況が数値、グラフで確認できる。</p>	水系名	河川名	観測所名	管理区分	所管	所在地	標高	緯度経度	球磨川	球磨川	八代	国河川	八代河川国道事務所	熊本県八代市萩原町1-708-2 (八代河川国道事務所敷地)	8m	緯度 30° 30' 00'' 経度 130° 37' 10''	時刻	雨量(mm)	累加雨量(mm)	2/17 14:00	0.0	0.0	15:00	0.0	0.0	16:00	0.0	0.0	17:00	0.0	0.0	18:00	0.0	0.0	19:00	0.0	0.0	20:00	1.0	1.0	21:00	1.0	2.0	22:00	2.0	4.0	23:00	0.0	4.0	24:00	0.0	4.0	2/18 01:00	0.0	4.0	02:00	0.0	4.0	03:00	0.0	4.0	04:00	0.0	4.0	05:00	1.0	5.0	06:00	0.0	5.0	07:00	0.0	5.0	08:00	1.0	6.0	09:00	0.0	6.0	10:00	0.0	6.0	11:00	0.0	6.0	12:00	0.0	6.0	2/18 13:00	0.0	6.0
水系名	河川名	観測所名	管理区分	所管	所在地	標高	緯度経度																																																																																					
球磨川	球磨川	八代	国河川	八代河川国道事務所	熊本県八代市萩原町1-708-2 (八代河川国道事務所敷地)	8m	緯度 30° 30' 00'' 経度 130° 37' 10''																																																																																					
時刻	雨量(mm)	累加雨量(mm)																																																																																										
2/17 14:00	0.0	0.0																																																																																										
15:00	0.0	0.0																																																																																										
16:00	0.0	0.0																																																																																										
17:00	0.0	0.0																																																																																										
18:00	0.0	0.0																																																																																										
19:00	0.0	0.0																																																																																										
20:00	1.0	1.0																																																																																										
21:00	1.0	2.0																																																																																										
22:00	2.0	4.0																																																																																										
23:00	0.0	4.0																																																																																										
24:00	0.0	4.0																																																																																										
2/18 01:00	0.0	4.0																																																																																										
02:00	0.0	4.0																																																																																										
03:00	0.0	4.0																																																																																										
04:00	0.0	4.0																																																																																										
05:00	1.0	5.0																																																																																										
06:00	0.0	5.0																																																																																										
07:00	0.0	5.0																																																																																										
08:00	1.0	6.0																																																																																										
09:00	0.0	6.0																																																																																										
10:00	0.0	6.0																																																																																										
11:00	0.0	6.0																																																																																										
12:00	0.0	6.0																																																																																										
2/18 13:00	0.0	6.0																																																																																										
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 																																																																																											

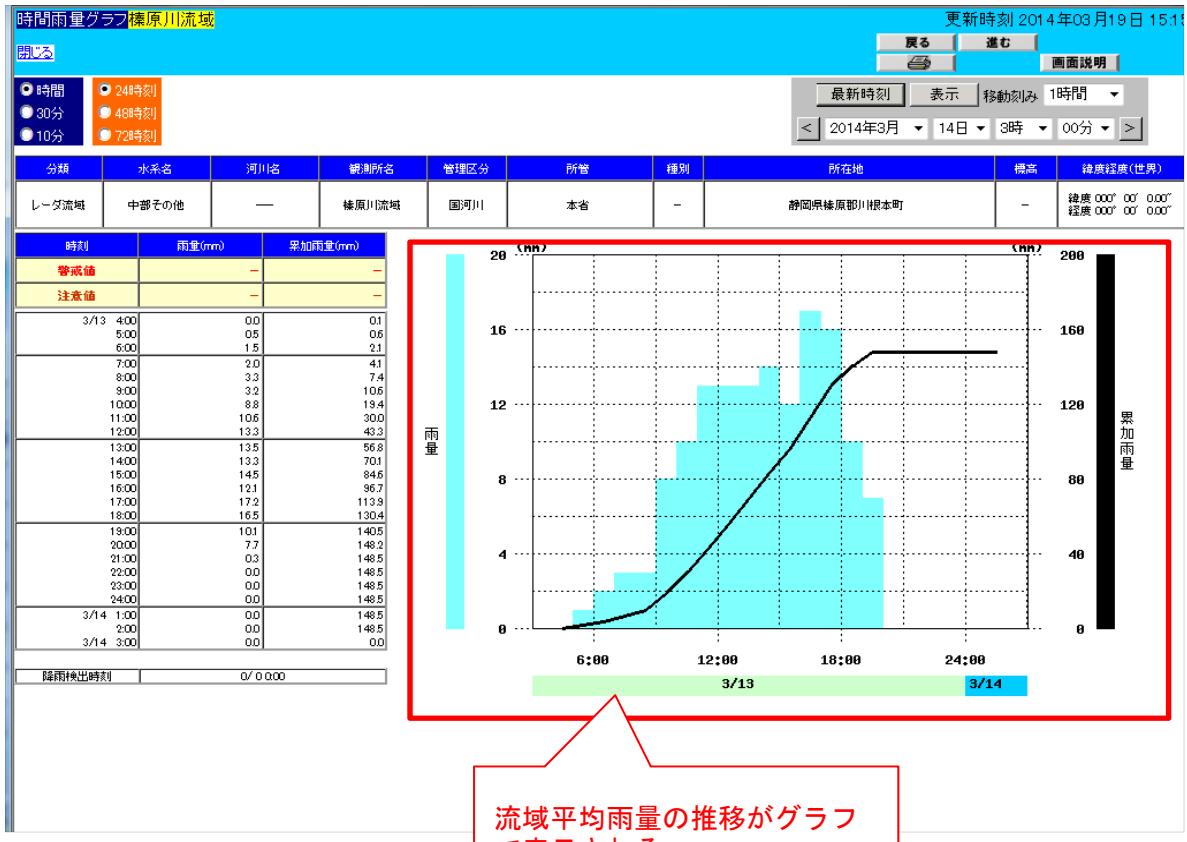
(6) 流域平均雨量

情報内容	◆河川の流域における平均の雨量、累加雨量。
情報例	<p>河川流域毎に流域平均雨量の1時間雨量が図で確認できる。</p>
情報入手方法	<p>各流域の1時間雨量、累加雨量の数値が確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村向け川の防災情報

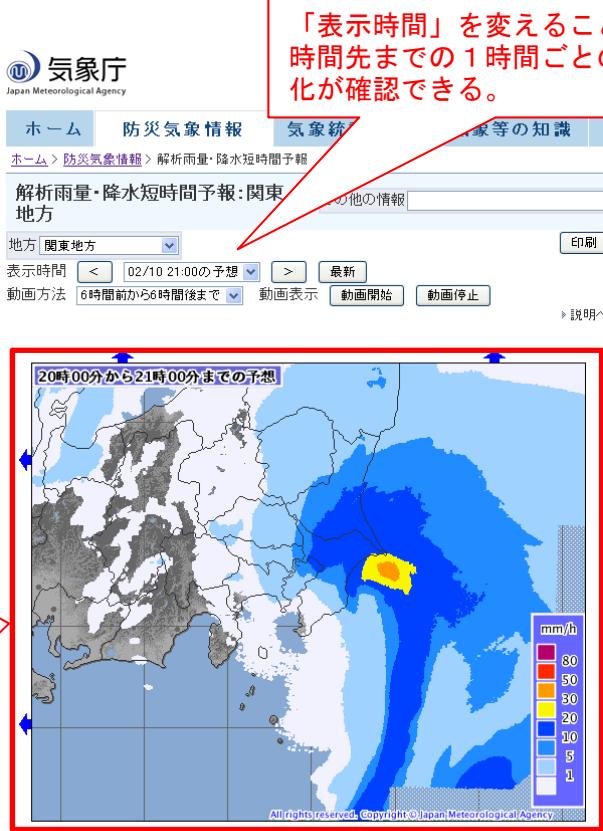
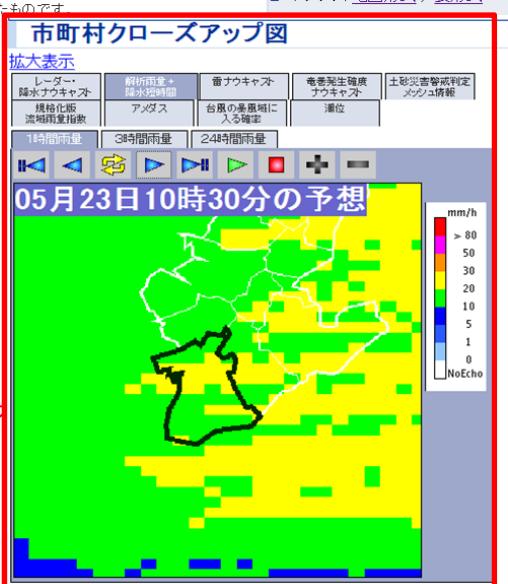
個別流域の時間雨量グラフへ

情報例（その2）

個別流域の時間雨量グラフ



(7) 降水短時間予報

情報内容	<p>◆過去の降水域の動きと現在の降水の分布及び数値予報資料を基に、目先1~6時間までの降水の分布を1km四方の細かさで予測した情報。30分間隔で情報更新される。</p>
情報例	<p>「表示時間」を変えることで現況及び6時間先までの1時間ごとの雨量分布の変化が確認できる。</p>  <p>気象庁ホームページでは、地方レベルでの雨量分布が確認できる。</p> <p>国土交通省「解析雨量」はレーダーとアメダスなどの降水量観測値から作成した降水量分布です。 「降水短時間予報」は今後6時間の1時間ごとの降水量分布を予測したもので レーダーの運用休止に伴い該当する地域の雨量が表示されないことがあります。</p> <p>降水量の観測値は、アメダスのページをご覧いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国土交通省「解析雨量について ▶ 降水短時間予報と降水ナウキャストについて ▶ くらしに役立つ情報について(各種予報などの解説) <p>防災情報提供システムでは、市町村レベルまで拡大して雨量分布が確認できる。</p> 
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(8) テレメータ水位

情報内容	<p>◆水位観測所ごとの現況・過去の毎正時、10分ごとの河川水位。</p> <p>◆水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位が示されており、現況の河川水位との水位差が比較できる。</p>																																																												
情報例	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">水位観測所の名称</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">水位観測所の諸元</div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>テレメータ水位 長岡(ながおか)</p> <p>観測時刻: 2014/02/18 13:00</p> <p>毎正時 10分毎</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>閉じる</p> <p>過去データへ</p> <p>「過去データへ」は過去3日分のデータ閲覧が可能です。 その他の過去データを上覗こないたい場合は「水文水質データベース」(http://www.river-eo.jp)をご利用下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>水位(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2/17 14:00</td><td>16.16 ↓</td></tr> <tr><td>15:00</td><td>16.16 →</td></tr> <tr><td>16:00</td><td>16.16 →</td></tr> <tr><td>17:00</td><td>16.17 ↓</td></tr> <tr><td>18:00</td><td>16.18 ↑</td></tr> <tr><td>19:00</td><td>16.23 ↓</td></tr> <tr><td>20:00</td><td>16.26 ↑</td></tr> <tr><td>21:00</td><td>16.23 ↓</td></tr> <tr><td>22:00</td><td>16.19 ↓</td></tr> <tr><td>23:00</td><td>16.09 ↓</td></tr> <tr><td>24:00</td><td>16.04 ↓</td></tr> <tr><td>2/18 01:00</td><td>16.02 ↓</td></tr> <tr><td>02:00</td><td>16.03 ↑</td></tr> <tr><td>03:00</td><td>16.05 ↓</td></tr> <tr><td>04:00</td><td>16.03 ↓</td></tr> <tr><td>05:00</td><td>16.04 ↓</td></tr> <tr><td>06:00</td><td>16.05 ↑</td></tr> <tr><td>07:00</td><td>16.04 ↓</td></tr> <tr><td>08:00</td><td>16.05 ↑</td></tr> <tr><td>09:00</td><td>16.04 ↓</td></tr> <tr><td>10:00</td><td>16.12 ↓</td></tr> <tr><td>11:00</td><td>16.17 ↓</td></tr> <tr><td>12:00</td><td>16.11 ↓</td></tr> <tr><td>2/18 13:00</td><td>16.10 ↓</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>水防団待機水位</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>16.10m ↓</td> <td>19.00m</td> <td>20.00m</td> <td>22.20m</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">河川水位の上昇・下降の状況が確認できる。</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">河川水位の変化と、水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の水位差が確認できる。</div>	時刻	水位(m)	2/17 14:00	16.16 ↓	15:00	16.16 →	16:00	16.16 →	17:00	16.17 ↓	18:00	16.18 ↑	19:00	16.23 ↓	20:00	16.26 ↑	21:00	16.23 ↓	22:00	16.19 ↓	23:00	16.09 ↓	24:00	16.04 ↓	2/18 01:00	16.02 ↓	02:00	16.03 ↑	03:00	16.05 ↓	04:00	16.03 ↓	05:00	16.04 ↓	06:00	16.05 ↑	07:00	16.04 ↓	08:00	16.05 ↑	09:00	16.04 ↓	10:00	16.12 ↓	11:00	16.17 ↓	12:00	16.11 ↓	2/18 13:00	16.10 ↓	基準値	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	水位	16.10m ↓	19.00m	20.00m	22.20m
時刻	水位(m)																																																												
2/17 14:00	16.16 ↓																																																												
15:00	16.16 →																																																												
16:00	16.16 →																																																												
17:00	16.17 ↓																																																												
18:00	16.18 ↑																																																												
19:00	16.23 ↓																																																												
20:00	16.26 ↑																																																												
21:00	16.23 ↓																																																												
22:00	16.19 ↓																																																												
23:00	16.09 ↓																																																												
24:00	16.04 ↓																																																												
2/18 01:00	16.02 ↓																																																												
02:00	16.03 ↑																																																												
03:00	16.05 ↓																																																												
04:00	16.03 ↓																																																												
05:00	16.04 ↓																																																												
06:00	16.05 ↑																																																												
07:00	16.04 ↓																																																												
08:00	16.05 ↑																																																												
09:00	16.04 ↓																																																												
10:00	16.12 ↓																																																												
11:00	16.17 ↓																																																												
12:00	16.11 ↓																																																												
2/18 13:00	16.10 ↓																																																												
基準値	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位																																																									
水位	16.10m ↓	19.00m	20.00m	22.20m																																																									
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 																																																												

(9) 指定河川洪水予報

情報内容	<p>◆あらかじめ指定した河川について、水位または流量を示した洪水の予報を国土交通省または都道府県が気象庁と共同して発表する情報。</p> <p>◆指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「○○川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。</p>																																														
情報例	<p>標題に河川名が記載されている。</p> <p>由良川中流はん濫危険情報</p> <p>正規</p> <p>対象とする水位観測所の名称、水位危険度レベル、今後の見込み等が示されている。</p> <p>(見出し) 由良川中流では、はん濫危険水位（レベル4）に到達 はん濫のおそれあり</p> <p>(主文) 由良川の綾部水位観測所（綾部市）では、16日02時20分頃に、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。川沿いの綾部市、福知山市のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などでははん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意して下さい。</p> <p>流域平均雨量の現況と予測等が示されている。</p> <p>(雨量) 多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>15日02時00分～16日02時30分までの流域平均雨量</th> <th>16日02時30分～16日05時30分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>由良川上・中流域</td> <td>217ミリ</td> <td>50ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(水位)</p> <p>各基準観測所の河川水位の現況と予想等が示されている。</p> <p>由良川中流の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">水位危険度 水位(m) 又は 流量(m³/s)</th> <th colspan="4">レベル1 レベル2 レベル3 レベル4</th> </tr> <tr> <th>水防団 待機</th> <th>はん濫 注意</th> <th>避難 判断</th> <th>はん濫 危険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>綾部 水位観測所 (綾部市)</td> <td>16日02時20分の状況 6.15 16日03時20分の予測 6.20 16日04時20分の予測 6.40 16日05時20分の予測 6.60</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を均分したものです。 レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を均分しており、はん濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。</p> <p>(注意事項)</p> <p>(参考資料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(単位:水位(m) 又は 流量(m³/s))</th> </tr> <tr> <th>観測所名</th> <th>綾部 水位観測所 綾部市</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4 はん濫危険水位※</td> <td>6.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3 避難判断水位※</td> <td>5.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2 はん濫注意水位</td> <td>3.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1 水防団待機水位</td> <td>2.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域	15日02時00分～16日02時30分までの流域平均雨量	16日02時30分～16日05時30分までの流域平均雨量の見込み	由良川上・中流域	217ミリ	50ミリ	観測所名	水位危険度 水位(m) 又は 流量(m ³ /s)	レベル1 レベル2 レベル3 レベル4				水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	綾部 水位観測所 (綾部市)	16日02時20分の状況 6.15 16日03時20分の予測 6.20 16日04時20分の予測 6.40 16日05時20分の予測 6.60	●	●	●	●	(単位:水位(m) 又は 流量(m ³ /s))				観測所名	綾部 水位観測所 綾部市			レベル4 はん濫危険水位※	6.00			レベル3 避難判断水位※	5.00			レベル2 はん濫注意水位	3.50			レベル1 水防団待機水位	2.00		
流域	15日02時00分～16日02時30分までの流域平均雨量	16日02時30分～16日05時30分までの流域平均雨量の見込み																																													
由良川上・中流域	217ミリ	50ミリ																																													
観測所名	水位危険度 水位(m) 又は 流量(m ³ /s)	レベル1 レベル2 レベル3 レベル4																																													
		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険																																										
綾部 水位観測所 (綾部市)	16日02時20分の状況 6.15 16日03時20分の予測 6.20 16日04時20分の予測 6.40 16日05時20分の予測 6.60	●	●	●	●																																										
(単位:水位(m) 又は 流量(m ³ /s))																																															
観測所名	綾部 水位観測所 綾部市																																														
レベル4 はん濫危険水位※	6.00																																														
レベル3 避難判断水位※	5.00																																														
レベル2 はん濫注意水位	3.50																																														
レベル1 水防団待機水位	2.00																																														
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 																																														

情報例（その2）

水位観測所の受け持ち区間や浸水想定区域が示されている。

受け持ち区間	由良川 左岸 京都府綾部市野田町から京都府福知山市觀音寺まで 右岸 京都府綾部市味方町から京都府福知山市私市まで		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府綾部市野田町、 京都府綾部市味方町、 京都府綾部市寺町、 京都府綾部市並松町、 京都府綾部市川糸町、 京都府綾部市青野町、 京都府綾部市里町、 京都府綾部市位田町、 京都府綾部市井倉新町、 京都府綾部市井倉町、 京都府綾部市宮代町、 京都府綾部市岡町、 京都府綾部市延町、 京都府綾部市大島町、 京都府綾部市栗町、 京都府綾部市高津町、 京都府綾部市小貝町、 京都府綾部市私市町、 京都府福知山市奥、 京都府福知山市石原、 京都府福知山市戸田、 京都府福知山市觀音寺、 京都府福知山市私市		

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

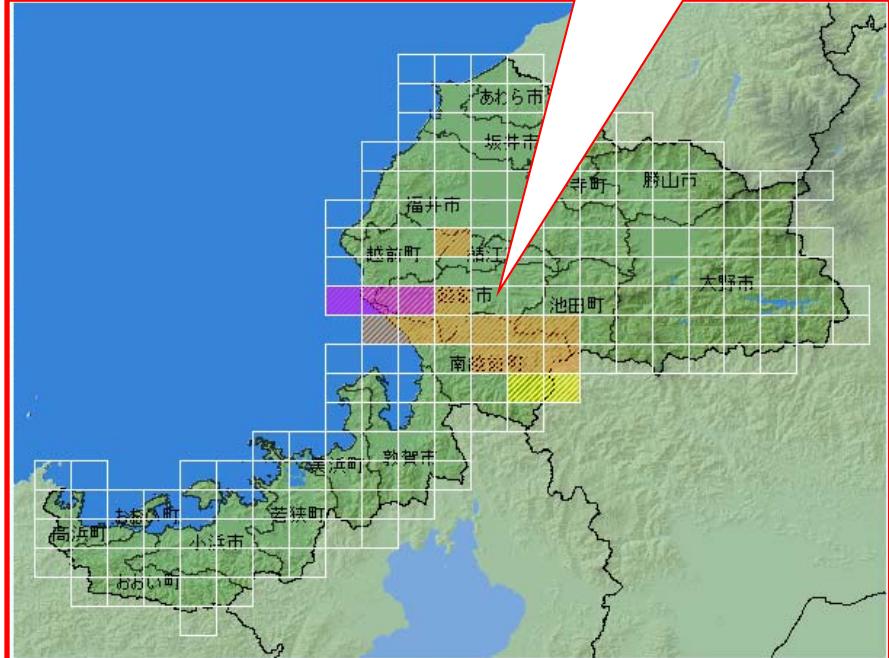
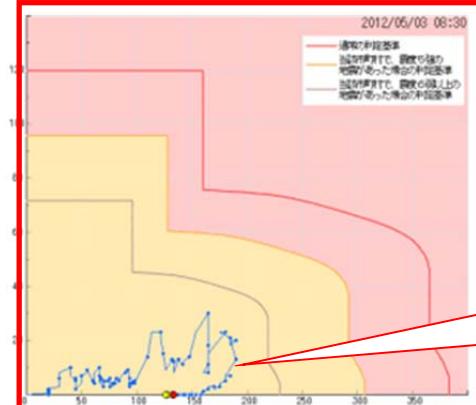
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 福知山河川国道事務所 調査第一課 電話：0773-22-5104 (内線) 351
気象関係：気象庁 京都地方気象台 技術課 電話：075-841-3008

(10) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

情報内容	<p>◆土壤雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km メッシュ毎に階級表示した情報。各メッシュについて、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測の中で、最大の土砂災害警戒判定値が10分ごとに更新される。</p> <p>◆市町村及び防災関係機関に対しては「土砂災害警戒情報の補足的な資料」として防災情報提供システムで情報提供されている。</p>
情報例	<p>気象庁ホームページでは、府県レベルでの危険度が確認できる。</p> <p>「表示時間」を変えることで6時間前からの危険度の変化が確認できる。</p> <p>気象庁ホームページでは、府県レベルでの危険度が確認できる。</p> <p>市町村クローズアップ図</p> <p>防災情報提供システムでは、市町村レベルまで拡大して危険度分布が確認できる。</p>
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(11) 都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報

情報内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村長が避難勧告等の発令を行う対象地域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難勧告等の発令を行うための参考となるよう、各都道府県の防災情報システムにより提供されている。 ◆市町村内により詳しい危険度がリアルタイムでわかるメッシュ情報や危険度の推移が分かる情報などがある。
情報例	 
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の防災情報システム

(12) 土砂災害警戒情報

情報内容	◆大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。
情報例	<p style="text-align: center;">秋田県土砂災害警戒情報 第6号</p> <p style="text-align: right;">平成25年8月9日 18時30分 秋田県 秋田地方気象台 共同発表</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【警戒対象地域】 大館市 鹿角市 北秋田市 仙北市 小坂町</p> <p>【警戒解除地域】 能代市 上小阿仁村 藤里町 八峰町</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【警戒文】</p> <p><概況> 大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています <とるべき措置> 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに市町村から発表される避難勧告などの情報や気象台から発表される最新の気象情報に注意してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;"> ■ 警戒対象地域 ■ 警戒解除地域 </p> <p>問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。</p> <p>問い合わせ先 018-860-2519（秋田県河川砂防課） 018-823-8291（秋田地方気象台技術課）</p> </div>
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(13) 潮位観測情報

情報内容	<p>◆潮位観測所ごとの実際の潮位、天文潮位。5分又は10分ごとに更新される。</p> <p>◆高潮注意報、高潮警報の発表基準潮位も確認できる。</p>
情報例	
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ ・防災情報提供センター(国土交通省)

情報例（その2）

市町村クローズアップ図

拡大表示

レーダー・降水ナウキャスト	解析雨量 + 降水短時間	雷ナウキャスト	竜巒発生確度 ナウキャスト	土砂災害警戒判定 メッシュ情報
規格化版 流域雨量指數	アメダス	台風の暴風域に 入る確率	潮位	



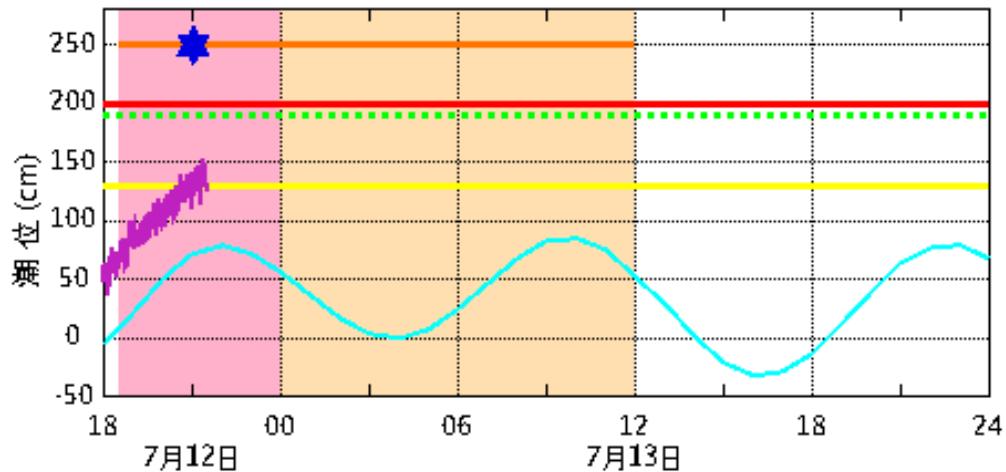
予想されるピークの時刻、予想最高潮位が表示される。

7月12日21時35分作成

石垣市：

潮位観測地点：石垣

(気象庁)



潮位の観測値



高潮警報基準



注意期間



天文潮位



高潮注意報基準



警戒期間



注意警戒期間内の



予想最高潮位



過去最高潮位



- ・潮位は標高で示しています。
- ・このグラフは約5分ごとに作成されますが、自動更新されません。図の左上の“最新”ボタンをクリックし、最新の情報をご覧ください。
- ・注意警戒期間の終了時刻が図右端の時刻を越えて維続する場合、期間の表示の右端が波状となります。
- ・表示される潮位観測値は、観測機器の保守作業や障害に伴って異常な値を示すことがあります。
- ・高潮警報・注意報の基準は市町村において高潮災害のおそれのある潮位のうちもっとも低いものとしているため、潮位観測値と高潮警報・注意報の発表とは必ずしも整合しない場合があります。
- ・岩手県、宮城県、福島県、茨城県の高潮警報・注意報は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による地盤沈下を考慮した暫定基準による運用を行っています。

(14) 津波に関する情報

情報内容	<p>◆津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を経て、大津波警報、津波警報又は津波注意報が、津波予報区単位で発表される。</p> <p>◆これら警報・注意報が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報として発表される。</p>										
情報例	<p>【津波情報の種類】</p> <table border="1" data-bbox="430 579 1398 1012"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 579 837 624">種類</th><th data-bbox="837 579 1398 624">情報の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 624 837 720">津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td data-bbox="837 624 1398 720">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ</td></tr> <tr> <td data-bbox="430 720 837 817">各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td data-bbox="837 720 1398 817">主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻</td></tr> <tr> <td data-bbox="430 817 837 862">津波観測に関する情報</td><td data-bbox="837 817 1398 862">沿岸で観測した津波の時刻や高さ</td></tr> <tr> <td data-bbox="430 862 837 1012">沖合の津波観測に関する情報</td><td data-bbox="837 862 1398 1012">沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ</td></tr> </tbody> </table> <p>※遠地で発生した地震による津波の場合、気象庁は、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある</p>	種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ
種類	情報の内容										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ										
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ										
情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ 										

情報例（その2）

ホーム
防災気象情報
気象統計情報
気象等

ホーム > 防災気象情報 > 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報、津波予報
印刷

津波情報: 津波到達予想時刻と予想される津波の高さに関する情報
津波予報

最新の大津波警報・津波警報・津波注意報
最新の津波情報
印刷

津波情報
津波の到達予想時刻と津波の高さに関する情報
説明へ

大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報発表履歴
次の情報 >

津波情報の種類を切り替えられます。

地図をクリックすると都府県単位まで拡大できます
最新の津波情報をご覧ください

地震の発生日時: 01月24日 10時03分頃
 震源地: 九州地方南東沖 マグニチュード: 8超 深さ: 約10km

[»津波情報本文へ](#)

平成25年01月24日 10時05分発表

「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」では、津波予報区名ごとの津波到達予想時刻、予想される津波の高さが確認できる。

津波予報区名	津波到達予想時刻	予想される津波の高さ
\$ 茨城県	24日11時50分	巨大
\$ 千葉県九十九里・外房	24日11時20分	巨大
\$ 千葉県内房	24日11時10分	巨大
\$ 伊豆諸島	24日10時50分	巨大
\$ 小笠原諸島	24日11時20分	巨大
\$ 相模湾・三浦半島	24日11時10分	巨大
\$ 静岡県	24日10時50分	巨大
\$ 愛知県外海	24日11時00分	巨大
\$ 三重県南部	24日10時40分	巨大
\$ 淡路島南部	24日11時10分	巨大
\$ 和歌山県	24日10時30分	巨大
\$ 広島県	24日11時50分	巨大

82

巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

土砂災害の種類	状況	種類	現象の内容	説明
土石流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や渓流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する渓流でも土石流の発生する可能性は高い。
		異常におい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がある		渓流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同土がぶつかり合うときのにおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。
		渓流の急激な濁り	渓流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が渓流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
		渓流水位激減	渓流の水位が降雨量の減少に関わらず低下しない	渓流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
		地鳴り	異様な山鳴りや地鳴りがする	渓流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として異変（移動）して山鳴り・地鳴りが生じる現象。崩壊が起り、土石流発生につながる可能性が高い。
	1~2時間前	渓流内で転石の音	渓流付近の斜面が崩れ出したり。落石などが発生している音がする	渓流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金になる。
		立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる		渓流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
		流木発生	渓流の流水に流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために倒木が渓流に流入し、流下してきたときに認められる現象。
	2~3時間前	流水の異常な濁り	渓流の流水が異常に濁っている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂が渓流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。
かけ崩れ	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の噴き出し	水の吹き出しが認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		亀裂の発生	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		斜面のはらみだし	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		小石がぼろぼろ落下	小石が斜面からぼろぼろと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		地鳴り	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として異変（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	1~2時間前	小石がばらばら落下	小石が斜面からばらばらと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の濁り	普段済んでいる湧き水が濁ってきた	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	2~3時間前	湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		表面流の発生	表面に流水がある	内部に水を含むことが出来ないため表面流が発生する。
地すべり	直前	地鳴り・山鳴り	地鳴り・山鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴り・山鳴りが発生する現象。
		家鳴り	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
		地面の震動	地面の震動	地すべりブロック（土塊）に急激な移動により、地面の震動が発生する現象。
	1~2時間前	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさが急変する。
		亀裂・段差の発生・拡大	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
		落石・小崩壊の発生	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
		斜面のはらみだし	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
		擁壁のクラックや押し出し		地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
		舗装道路やトンネルのクラック		地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
		電線のゆるみや引っ張り		地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線のゆるみや引っ張りが認められる現象。
		建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）		地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
		橋等に異常を生じる		地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋りょうに変異を生じる現象。
		根の切れる音	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
		樹木の傾き	樹木の傾き、木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が傾いたり、すり減ったりする現象。
	2~3時間前	井戸戸の濁り	地下水の濁り、湧水の濁りの発生	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の枯渇	湧水の枯渇	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水量の増加	新しい湧水の発生、増加	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。

巻末資料Ⅲ 危険潮位の設定について

危険潮位: 基準港潮位(又は各市町村の推定潮位)がその潮位を越えると、高潮被害のおそれがあるものとする。

下図を参考に避難勧告等の対象区域(以下、「高潮避難区域」という。)ごとに設定。入手できるデータ等に応じて設定手法を選択して決定。

高潮避難区域: 下記を考慮して設定した、避難勧告等の対象区域。

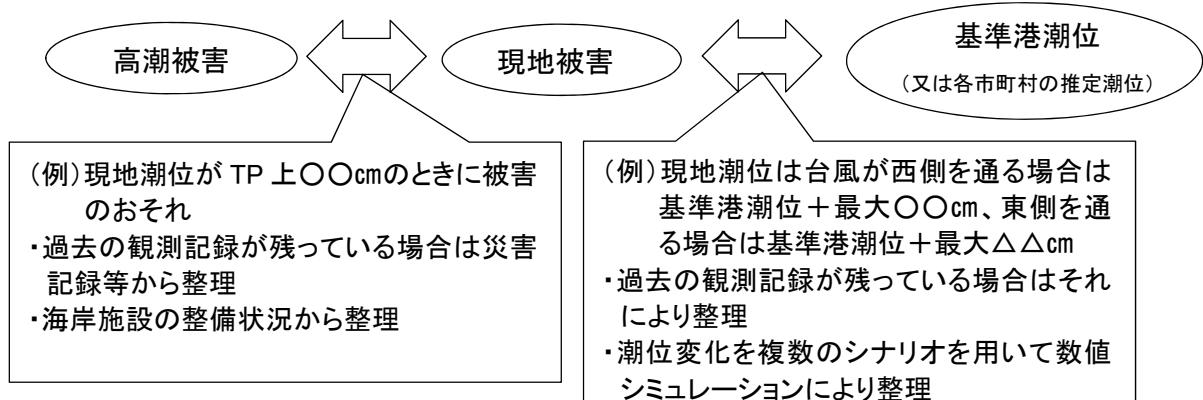
- ・海岸保全施設の整備状況が概ね同レベルの範囲
- ・海岸保全施設で防護される区域の住家等の有無

基準港潮位: 潮位観測・予測が実施されている港のうち、地域の潮位(現地潮位)を最も適切に推測できる港の潮位。

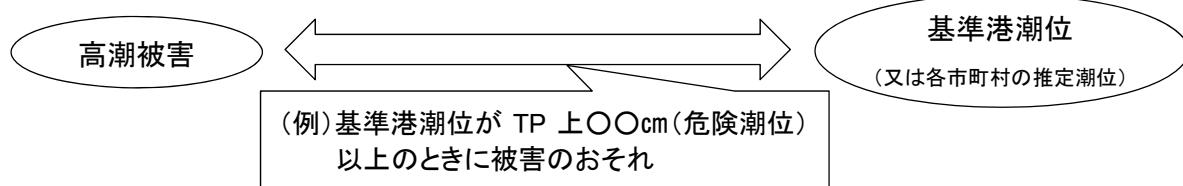
各市町村の推定潮位: 基準港潮位を基に、各市町村の潮位を推定した潮位

現地潮位: 各高潮避難区域を代表する潮位。地形の影響などにより、基準港潮位と同じとは限らない。観測値は基準港潮位等でしか得られないため、それとの関係性を整理しておく必要がある。

①現地潮位との関係から整理



②過去の災害時の資料から直接整理



③高潮警報基準等を危険潮位として採用(①、②ができない場合)

過去の災害資料や現地潮位を介した整理が出来ない場合は、高潮警報基準や海岸施設の天端高などの既存の閾値を活用。

情報の収集

上記の調査のため、以下の情報を収集

- ・過去高潮災害記録
- 被害実態(市町村)
- 施設の状況(海岸管理者等)
- 気象、潮位の状況(気象台等)
- ・防潮施設の現状(海岸管理者等)
- ・高潮警報基準(気象台)
- ・現在の避難勧告基準等(市町村)
- ・海岸地形等(市町村?等)

留意点

- ・避難勧告等のためには、浸水シミュレーションや過去の災害の調査等により、浸水区域等を特定することが必要。
- ・危険潮位の設定に当たっては、海岸管理者、気象台、都道府県防災部局等の関係者と情報、認識の共有が必要。
- ・シミュレーションのシナリオ(台風の強さやコース)については、可能な限り複数の事例を想定。
- ・過去災害の調査に当たっては、できるだけ複数の事例を対象とし、当時の施設整備状況等を勘案する。
- ・海岸施設の整備状況を用いる際などには、波浪の影響を勘案する。

巻末資料IV 竜巻、雷、急な大雨への対応について

○竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局所的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、本ガイドラインでは、避難勧告等の発令の対象としていない。

○竜巻、雷が発生する可能性に応じて、気象庁から、「気象情報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」の順に段階的に防災気象情報が発表される※¹が、竜巻注意情報は、府県予報区単位で発表され、市町村単位では発表されていない。

○このため、「竜巻注意情報」が発表されたとき、竜巻、雷等が必ず発生するわけではないものの、市町村は、これらの現象が発生した場合に迅速な対応が取れるような体制を構築しておくことが望ましい。

○また、竜巻、雷、急な大雨は突然発生し、短時間で被害をもたらすことから、各市町村は、これらの現象から身を守る方法※²を平時から住民等へ周知しておくことが必要である。

※1：竜巻・雷に関し発表される警報はない。

※2：例えば、「積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン（気象庁、平成25年4月）」、「竜巻等突風対策局長級会議報告（竜巻等突風対策局長級会議、平成25年12月）」、「竜巻から身を守ろう！（内閣府・気象庁、平成25年12月）」などを参照

気象情報：注意報等に先立って注意を呼びかけたり、注意報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。

雷注意報：落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。発達した積乱雲の下で発生することの多い竜巻やダウンバースト等の突風、「ひょう」、急な強い雨に対する注意喚起を付加することもある。

竜巻注意情報：積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね1つの県を対象に発表される。有効期間は、発表から1時間。



巻末資料V 用語集

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」の中で用いている防災気象情報や避難勧告等の用語について整理した。本ガイドラインで新たに定義した用語には「※」を付している。

【あ行】

大雨警報（おおあめいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

① 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現。

② 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

大津波警報（おおつなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）※

屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせて、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

規格化版流域雨量指數（きかくかばんりゅういきうりょうしすう）

流域雨量指數を、1991～2010年の20年間の最大値に対する比率として表したもの。5キロメートル格子で表示し、およその出現頻度を推定できる。例えば、この指數が0.50～0.69であれば1年に数回程度で発現する流域雨量指數であり、0.70～0.89であれば1年に1回程度、0.90～0.99であれば数年に1回程度、1.00～ならば過去20年程度で経験がない流域雨量指數であることを意味する。

危険潮位（きけんちょうい）※

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位。

基準面（きじゅんめん）

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。

地震波には主に2種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約7km）をP波、速度は遅い（秒速約4km）が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用して、P波を検知した段階でS波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約30万km）で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

洪水時家屋倒壊危険ゾーン（こうずいじかおくとうかいきんぞーん）

洪水氾濫または河岸侵食により家屋の倒壊のおそれがある区域。

a) 洪水時家屋倒壊危険ゾーン（洪水氾濫）

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

b) 洪水時家屋倒壊危険ゾーン（河岸侵食）

洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1時間降水量について分布図形式で行う予報。30分毎に発表し、1km格子単位で6時間後（1時間～6時間先）まで予報する。

降水ナウキャスト（こうすいなうきやすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。

【さ行】

災害・避難カード（さいがい・ひなんかーど）※

本ガイドライン（案）で提案する、水害（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町村が発する避難勧告等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができる。

災害時要援護者（さいがいじょうえんごしゃ）

避難行動に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者、災害から自らを守るために避難行動をとるのに手助けが必要な者（例えば、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）。平成25年6月の災害対策法改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されている。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

①山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区

②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

③地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

小河川等による浸水（しょうかせんとうによるしんすい）※

平地を流れる小さい川や水路など、大雨により河川氾濫したとしても屋内の安全な場所へ待避すれば命を脅かされることはほとんど無い、水深の浅い浸水。

水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が水位情報を通知及び周知する対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

垂直避難（すいちょくひなん）

切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。

本ガイドライン（案）における「屋内安全確保」の一つ。

水平避難（すいへいひなん）

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。

本ガイドライン（案）における「立ち退き避難」と同意。

水防団待機水位（すいぼうだんたいきすいい）

水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

【た行】

待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること。

本ガイドライン（案）における「屋内安全確保」の一つ。

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風

速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

72時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で発表。

高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するためには概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合のみ行う。

- a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。
- b) 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。

■高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

立ち退き避難（たちのきひなん）※

自宅等から指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。

水平避難と同意。

竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね 1 つの県を対象に発表される。有効期間は、発表から 1 時間。

地下空間等関係者（ちかくうかんとうかんけいしゃ）※

「小河川等による浸水」により命が脅かされる危険性がある地下街関係者、地下鉄会社、下水道工事等関係者、道路のアンダーパスを有する道路管理者等

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を 6 に区分した津波予報区に対して発表する。

潮位（ちょうい）

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等が用いられる。

潮汐（ちょうせき）

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

津波警報（つなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

津波注意報（つなみちゅういほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

天文潮（てんもんちょう）

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

天文潮位（てんもんちょうい）

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

東京湾平均海面（TP）（とうきょうわんへいきんかいめん）

標高（海拔高度）の基準面。水準測量で使用する日本水準原点はTP上24.4140mと定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

特別警戒水位（とくべつけいかいすいい）

水位周知河川において、付近の住民が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波は「大津波警報」として発表される。

土砂災害危険区域（どしゃさいがいきけんくいき）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

②土石流危険区域

渓流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒情報を補足する情報（どしゃさいがいけいかいじょうほうをほそくするじょうほう）※

本ガイドライン（案）において、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう）

土壤雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を 5km メッシュ毎に階級表示した分布図。「土砂災害警戒情報の補足的な情報」の一つ。気象庁 HP や防災情報提供システムで提供されている。

土壤雨量指数（どじょううりょうしそう）

降った雨が土壤にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5km メッシュ、30 分毎に計算している。

【は行】

氾濫危険情報（洪水警報）（はんらんきけんじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。

洪水予報河川及び河川管理者により指定された河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」が発表される。

気象危険水位（はんらんきけんすいい）

基準地点の受け持ち区間において、氾濫のおそれが生じる水位。

気象警戒情報（洪水警報）（はんらんけいかいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

気象注意水位（はんらんちゅういすいい）

出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

気象注意情報（洪水注意報）（はんらんちゅういすいい（こうずいちゅういほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

気象発生情報（洪水警報）（はんらんはっせいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、発表されることがある。

避難勧告（ひなんかんこく）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。
本ガイドライン（案）では、屋内安全確保も避難勧告が促す避難行動としている。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。

避難指示（ひなんじじ）

市町村長が、急を要すると認めるとときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。

本ガイドラインでは、避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者に立ち退

き避難を促す。

また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた者に屋内安全確保を促す。

津波災害については、立ち退き避難を促す。

避難準備情報（ひなんじゅんびじょうほう）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。

本ガイドライン（案）では、気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする求めることを求める。

また、（災害時）要配慮者に、立ち退き避難を促す。

避難所（ひなんじょ）

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。

避難場所（ひなんばしょ）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。

避難判断水位（ひなんはんだんすいい）

避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位。

府県気象情報（ふけんきじょうじょうほう）

警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下の通り。

■台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

【や行】

要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

【ら行】

陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。5km四方の領域ごとに算出される。